

第7回 投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和2年2月28日（金）15:00～18:00

2. 場所：合同庁舎4号館4階第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋進（座長）、武井一浩（座長代理）、岩下直行、佐久間総一郎、夏野剛、竹内純子、谷口綾子、

（専門委員）石岡克俊、井上岳一、鶴瀬恵子、落合孝文、増島雅和、村上文洋

（政府）大塚副大臣

（事務局）井上規制改革推進室室長、彦谷規制改革推進室次長、小見山参事官、小室参事官

（ヒアリング）

<放送を巡る規制改革（フォローアップ）>

文化庁審議官	森 孝之
文化庁著作権課長	岸本 織江
文化庁著作権課著作物流通推進室長	日比 謙一郎
総務省大臣官房審議官	吉田 博史
総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長	三島 由佳

<タクシーの利便性向上>

国土交通省自動車局旅客課長 早船 文久

4. 議題：

（開会）

（1）放送を巡る規制改革（フォローアップ）

（2）タクシーの利便性向上

（閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは、時間になりましたので「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては御多用中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は大塚副大臣及び本ワーキング・グループの構成員に加え、谷口委員にも御出席いただいております。また、所用により大槻委員が御欠席です。

報道関係者はいらっしゃらないですね。

それでは、ここからの進行は高橋座長にお願いいたします。

○高橋座長 ありがとうございます。

皆様、御苦勞さまでございます。本日の議題は、1が「放送を巡る規制改革（フォロー

アップ)」、2が「タクシーの利便性向上」です。

では、議題1「放送を巡る規制改革(フォローアップ)」に入りたいと思います。

2月12日、前回第6回投資等ワーキング・グループにおいて、氏家氏より提案があった5つの提案事項と芸団協様より提案があった、その他ウェブキャスティングについての権利処理円滑化に向けた取組について、総務省及び文化庁様より聴取をしたいと思います。

また、第6回「投資等ワーキング・グループ」の議論を受け、お手元の資料1-6のとおり、日本レコード協会様からウェブキャスティングに関わるレコード原盤権処理に関する意見が出されております。同じく、資料1-7のとおり、前回の議論を受け、氏家様の提案に対する各団体のスタンスについて事務局にて取りまとめいただきました。なお、各団体には内容及び公表をすることについて御了承いただいておりますので、今回の議論のベースとして御参考までに御覧いただけたらと思います。

まず、審議に入ります前に、ちょっと申し上げにくいことなのですが、座長として一言申し上げたいと思います。今般、文化庁におかれては、あらかじめ事務局が設定した資料の提出期限を大幅に超過して、結果としてワーキング委員への資料の共有が遅れることになりました。今回の会議運営を実りあるものにする上で大きな支障を生じさせたと伺っております。以後、このようなことのないよう誠に御注意いただくようお願いしたいと思います。

それでは、まずは総務省より御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○総務省(吉田審議官) 総務省でございます。資料1-1、1-2に基づきまして御説明させていただきます。

事務局より3点、規制改革実施計画の対応状況、そして、今、座長からお話がありました第6回「投資等ワーキング・グループ」の氏家様からの御提案、そして、同じく第6回「投資等ワーキング・グループ」における日本芸能実演家団体協議会からの御提案についてということで、順次御説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。規制改革実施計画についての対応状況でございます。

1 ページを御覧ください。

総務省におきましては「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を、平成30年12月から開催しております。昨年11月に「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ」をまとめまして、文化庁に提出しております。これはNHK及び民放在京キー局5社、合わせて6者の意見として課題を取りまとめたものでございます。

概要に書いてありますとおり、放送事業者としては、同時配信等を円滑に実施するためには、一部の課題のみの解決ではなく、全ての課題への対応と改善が不可欠であると考えています。

取り上げた課題については、放送事業者にとっての手段面での負担という観点に限定しており、権利者に支払うべき使用料等の額や支払いの在り方等は、別の場での検討が必要であるという取りまとめにしてございます。

その具体的な課題につきましては、①、②、③にありますような項目に分かれております。

①として、個別交渉によって、放送と別個に配信の許諾を得る必要があり手続的な負担が生じること。

②として、放送では不要な許諾が配信の場合は必要となり手続的に困難なこと。

③として、著作権法の権利制限規定が放送のみに適用されるため、配信には別途許諾を得る必要があるが手続的に困難なことについて、幾つか例を挙げつつ書いているところでございます。

なお、この点につきましては、資料1-3、参考資料として、この取りまとめの全文をつけさせていただいているところでございます。

2ページはその勉強会の概要でございますので、説明は省略させていただきます。

資料1-2を御覧ください。前回、第6回「投資等ワーキング・グループ」で御提案のあった事項についての回答でございます。

まず、1ページを御覧ください。

氏家様の御提案に関しまして、「簡素な権利処理」につきましては、NHK及び民放在京キー局5社からの、同時配信等に伴う権利処理の円滑化のためには、放送とは別個に配信の許諾を得ることに伴う手続的な負担の解消が不可欠との要望を文化庁に伝達しております。総務省としても簡素な権利処理は重要であると考えております。

「拡大集中許諾制度の導入」につきましては、本制度は、集中管理が進んでいる分野においては導入可能であり、権利処理の円滑化に寄与するものと考えております。ただ、どの程度有効に機能するかについては具体的な制度設計によるところも大きいと考えておりまして、手続を円滑化するための一つの方法であるかと存じております。

「裁定制度の改善」につきましては、裁定制度は文化庁で、これまでも累次にわたって改善していただいていると承知しております。さらに改善する場合には、本制度の改善すべき点を明らかにした上で、改善によって活用が増えるようになるような形での検討をすることが必要であると考えております。

「放送局と権利者の契約に標準約款を導入」につきましては、放送局と権利者双方にニーズがあることが前提であると考えております。

「ローカル局への権利処理支援」につきましては、具体的にローカル局から要望があればノウハウの提供等について検討することが適当であると考えます。ただし、実際にローカル局でもネット配信に取り組んでおりますので、さらにどのような要望があるかということは、少なくとも私どもは現時点では具体的にはあまり承知しているところではございません。

2ページを御覧ください。芸団協からの御提案につきましては、一般論として、ウェブキャストイングについて、関係者が合意する形で権利処理が円滑化されることは望ましいと考えております。

私どもは、これまで同時配信等の権利処理の円滑化について検討してまいりました。その他ウェブキャスト等につきましては、同時配信等とは関係する主体が異なっており、関係者が参加する文化審議会で検討することが適当であると考えているところでございます。

なお、その同時配信等についての説明は省略させていただきますが、その範囲について下記のような考え方がNHK及び民放在京キー局5社の要望として挙げられているところでございます。

以上でございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

続きまして、文化庁からお願いいたします。

○文化庁（森審議官） 文化庁でございます。

まず、冒頭、座長から御指摘のございました資料の提出が大変遅れてしまったということにつき、委員の皆様、そして事務局の皆様にご迷惑おかけしましたこと、まずもっておわびを申し上げたいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

御説明をさせていただきたいと存じます。

ヒアリング項目を3項目お示しいただいてございますので、順次御説明申し上げます。

まず、資料の1-5、規制改革実施計画への対応状況についてということでございます。資料の2ページを御覧いただければと思いますが、規制改革実施計画で求められました放送コンテンツの同時配信等に係る権利処理の円滑化につきましては、第5次答申、また、知財計画2019において、関係者の意向を十分に踏まえつつ検討を行うとされているところでございまして、これを受け、また昨年、総務省様から検討結果を頂いたということを踏まえて、文化審議会の小委員会において幅広い関係者、有識者による意見交換を行い、今年の2月、これまでの議論を踏まえ、今後の検討に当たっての基本方針をまとめた基本的な考え方を取りまとめたところでございます。この文書は小委員会におきまして、様々議論の分かれる中、最大公約数として全会一致で了承されたものでございます。

様々、多くの関係者に係る難しい課題でございますけれども、第5次答申、知財計画2019で示された方向性を踏まえ、関係者の合意形成を図りながら、丁寧に検討を進めているところをまず申し上げたいと存じます。

続きまして、その基本的な考え方を御説明申し上げたいと存じます。3ページを御覧いただければ幸いです。

4項目整理をさせていただきますが、この項目に沿って、関係者の意向を十分踏まえつつ、具体的な検討を早急に進める必要があるということでございます。

「1. 検討の射程・優先順位」につきましては、御議論、そして、通知の内容を踏まえ、また、それらの背景にある問題意識を踏まえて、まず1点目として、レコード及びレコードに録音された実演等の利用円滑化、すなわち著作権隣接権の取扱いから検討に着手をします。

また、2点目として、その他の課題、著作権の取扱いを含めてでございますけれども、

この点についても放送事業者からの御要望が強いということ踏まえて、緊急性・重要性に応じて継続的、総合的に検討を行うということといたしました。

そして、特に①につきましては、来年度早期から具体的な検討を進め、可能な限り早期に結論を得る必要があるとされてございます。

また、「2. 対象とするサービスの範囲」でございますけれども、これも総務省様の取りまとめ内容を踏まえて、いわゆる放送の同時配信に限らず、時間をずらして配信する等といったものも含め、放送コンテンツのインターネット配信に係る事業者の多様なニーズに対応した措置を検討するという、その際、※の2つ目でございますけれども、いわゆるウェブキャストイングにつきましても、放送コンテンツのインターネット同時配信とは事情が異なるということで、一律な取扱いはなかなか難しいわけでございますけれども、ウェブキャストイングに係る権利処理の円滑化を視野に入れつつ、検討を進めるということといたしてございます。

これらの点について、このような考え方を取りまとめていただいた背景を補足的に説明申し上げたいと存じますけれども、本件は、当初より特に放送とネット配信とで隣接権の取扱いが異なること。そのため、放送では許諾が不要、ネット配信では許諾が必要ということで、権利の相違があるということが問題視をされ、この制度上の差異に起因する課題を解決するということが求められてきたものであると認識をしております。

また、総務省様で課題の整理をした上で、文化庁で著作権法についての見直しを検討するとなっていたわけでございますけれども、総務省におかれましては、専ら放送コンテンツのインターネット配信についての課題の整理を行われたということでございまして、ウェブキャストイング一般については射程外であったと認識をしております。

しかしながら文化庁では、総務省様の整理を受けて、文化審議会での議論を進めるに当たって、放送事業者あるいは実演家団体からの強い御要望、提案があったことを重く受け止めまして、1つには隣接権だけではなくて、著作権の取扱いも検討対象に含めるということ。

そして、2点目として、放送のインターネット配信だけではなくて、いわゆるウェブキャストイングに係る権利処理の円滑化も視野に入れつつ検討を進めるという対応をさせていただいたところでございます。

ただ、文化審議会小委員会では、立場によって様々意見が大きく異なる課題、これを1度に大量に扱ってしまうと全く議論が進まなくなってしまうというおそれが強いことを考慮し、課題の緊急性等に鑑みて、まず放送コンテンツのインターネット配信を行う場合の著作隣接権の取扱いについて優先的に検討を進めるということとしたところでございます。

基本的な考え方に戻っていただきまして、「3. 権利処理の円滑化のための手法」ということでございますけれども、まず、権利情報を集約したデータベースの充実、また、集中管理促進など、運用面の改善を着実に進めるといたしました。

また、それと並行して、いわゆるアウトサイダーへの対応など、運用面の改善では対応

し切れないと考えられる課題の解決に資するような法整備についても検討するという事としてございます。

最後に4点目でございますけれども、留意事項といたしまして、新たな法整備検討に当たって、既に形成をされているライセンス市場を阻害しないということ。そして、様々な権利者がいるわけでございますけれども、適正な対価を受け取るようにするという事に留意をした検討が必要であるということでございます。

続きまして、ヒアリングで御指示のあった2点目、先日のワーキングで御提案のあった5項目についての考え方でございます。

まず、簡素な権利処理ということでございますけれども、この点は、私ども文化庁としても問題意識は共有をしております。文化庁でも、この資料で言いますと4ページでございますが、様々な実証事業など、権利情報を集約したデータベースの作成、充実に取り組んでまいりましたけれども、さらなる対応につきまして、具体的には、先ほど申しました基本的な考え方に沿って運用面の改善、そして、並行して運用改善では解決が困難な課題について法整備を検討してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目、拡大集中許諾についてでございます。この点についてもアウトサイダー対策が課題であるという問題意識は共有をしております。ただ、アウトサイダー対策という課題を解決するために、拡大集中許諾という特定の制度に絞って議論をするのではなく、幅広い選択肢の中から合理的、効果的な方法の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

この拡大集中許諾につきましては、この資料で申しますと7ページでございますけれども、これまでの文化審議会の議論におきましても、この拡大集中許諾の導入について様々な課題があるということで、例えば、委任を受けていない著作物の利用について許諾を与えることを正当化する法的な根拠とか、導入に当たって受け皿となる権利者団体の組織率を向上させること。

さらに、諸外国の例を見ても、結局、拡大集中許諾の仕組みを設けたといたしましても、オプトアウトの仕組みによってアウトサイダーが生じるということになるわけでございます。こうした様々な課題があると整理をされてございます。その上で、著作物流通の推進を図る制度として、権利制限をはじめとした様々な他の選択肢がある中で、このニーズに応じた適切な政策手段を選択する必要があるということとされてございまして、文化庁としては幅広い選択肢を視野に入れながら、どの手法を取ることが適切かということを検討してまいりたいと考えてございます。

それから、3点目、裁定制度の改善でございます。

この裁定制度につきましては、これまでも様々、運用面、制度上の改善を行ってまいりました。この資料の8ページ、9ページでございます。

例えば、これまでの改善事項として、8ページの一番下にございますけれども、裁定の申請中であっても利用が開始できる、あるいは過去に裁定を受けたもののデータベースを

整備し、それを閲覧することによって権利者搜索の要件の一部を代替できるといった様々な制度面、運用面の改善をしてきているところをごさいます、今後とも、関係者から具体的なニーズ、提案があれば対応を検討してまいりたいと考えてごさいます。

それから、4点目、標準約款の導入、そして、5点目、ローカル局への権利処理の支援についてごさいます。

文化庁して特段の意見があるわけごさいませんけれども、先ほど総務省様からの御説明ごさいましたように、放送事業者等において具体的なニーズがあるということであれば、これらの制度、仕組みを導入するということになれば、円滑な権利処理に資するという面があるのではないかと考えてごさいます。

最後、ヒアリング項目の3点目、ウェブキャスティングについてごさいます。

先ほど、この資料の3ページ目のところで基本的な考え方を御説明ささせていただきましたが、その際に申し上げましたとおり、今後の検討に当たりましては、放送コンテンツのネット配信に対するニーズに対応した措置を検討するというところとしてごさいますけれども、その際、ウェブキャスティングに係る権利処理の円滑化、この点についても視野に入れて検討を進めることとされているところごさいます、今後、これを踏まえて対応してまいりたいと考えているところごさいます。

御説明は以上ごさいます。

○高橋座長 ありがとうございます。

では、質疑応答に入りたいと思います。質問のある方はネームプレートを立てていただけますようお願いいたします。

まずは、氏家様の提案のうち3点、簡素な権利処理、それから、拡大集中許諾制度の導入、裁定制度の改善、文化庁さんのメインのパートのところですけども、ここに関する御意見を伺いたいと思います。

夏野委員、お願いします。

○夏野委員 今、文化庁さんのお話を伺うと、検討する、検討する、検討するになっているのですが、今、世界のコンテンツ業界の中で、やはり日本の放送コンテンツはクオリティーは僕はそれなりにあると思うのですけれども、全くインターネット上に出ていなくて、本当に競争力が問われているのと思っています。ただ、内容的にはそんなに悪いものでないと思っているのですけれども、お隣の韓国などを見ても、本当にウェブのほうをすごくやっていて、結局、アカデミー賞を取るまでにコンテンツ産業が繁栄しているわけなので、やはり日本は、特に映像コンテンツに関しては、放送局がこれだけコンテンツを持っているのにネットに出てこないというのが非常に大きな問題という、その意識はお持ちだと思うのです。

やはり権利者がたくさんいて、いろいろ大変だというのは今回の資料でもあり、そこはおっしゃるとおりだと思うのですけれども、1-7の事務局の資料を見ただくと、少なくとも、この簡素な権利処理のうちの同時配信等の放送みなしとか、それから、この2

番、拡大集中許諾制度の導入というのに関しては、関係の団体全てがもう賛成と言っているわけで、その関係者の同意というのがもう得られていると思うのです。得られているのであれば、これは制度の改正を一刻も早くやっていただくステージになっているのではないかと思います。

我々が規制改革推進会議のメンバーになる前に、規制改革実施計画の中で、平成31年度中に著作権制度の在り方について必要な見直しを行うと閣議決定で書いてあるのです。31年度が終わってしまうのです。これはもしかしたら閣議決定違反になる可能性があるのですが、その辺はどのようにお考えかをお聞きしたいです。

○高橋座長 お願いできますか。

○文化庁（森審議官） 何点か御指摘を頂きました。放送コンテンツをはじめとした日本のコンテンツ、クオリティーが高いもの、これをいかに活用促進をしていくかということが政府としては重要課題であるということは、文化庁としても認識をしております。

総務省さんをはじめ、関係省庁で振興のための施策を取り組まれていると存じますが、文化庁としても、コンテンツの振興という観点で、著作権制度について、権利の適切な保護、そして円滑な利用促進というバランスの取れた制度を整備していくということは、私どもの責務であると認識をしているところでございます。

御指摘のございました点、特に御提案のあった同時配信等の放送みなしとか、拡大集中許諾についてでございますが、特に賛成が多いではないかという御指摘でございましたけれども、同時配信等について、放送と同じように扱いをすべきではないかと、権利の種類が違っていることがネックになっているのではないかということが、まさにこれまでの課題の大きな点であったかと思っておりますので、そういった点を中心として、今後どのように進めていくかというところを、先ほど御説明申し上げました基本的な考え方で整理をし、早急に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○高橋座長 今の点については、夏野委員もおっしゃいましたけれども、皆さん共通だということを事務局からの資料でお示ししているわけですよね。それをなぜ受けていただけないのですか。

○文化庁（森審議官） 失礼いたしました。今の点でございますけれども、放送そのものと、この放送を同時に配信するという点については、放送そのものと比べますと視聴する機会がかなり増えるわけでございます、そのことが権利者に与える影響というものはやはり慎重に考慮しなければいけないと考えてございます。この点について、どのような制度が望ましいのかということを審議会においてしっかりと検討していくことが必要だと考えているところでございます。

○夏野委員 拡大集中許諾制度であつたら賛成しますとみんな言っているのです。要は、検討をしている場合ではないのではないのですか。あるいは検討段階はもう終わっているのではないのですかという認識です。

だから、もう閣議決定もされているので、期限を切って、制度改正をいつまでやるとい

うのを言っていたく時期だと思っておりますが、検討しますということは、検討はするけど何が起こるか分かりませんと言っている話になると思っておりますけれども、これは閣議決定違反ではないのですか。

○文化庁（森審議官） 拡大集中許諾についてまず申し上げますと、先ほど申し上げましたように導入に当たっての様々な課題があり得るということをごさいます、また、ここでは関係者の皆様、検討することについては賛成だということをごさいますけれども、拡大集中許諾を導入するということになりますと、つまり、アウトサイダーの方々が許諾をしていないのに、許諾をしたものと扱われるということになるわけをごさいます。

○夏野委員 そういう細かい問題は、さんざん勉強してきたのでみんな分かっているのです。ですけれども、拡大集中許諾制度の導入に賛成しているのです、検討に賛成しているのではないのです。導入に賛成しています。だから、拡大集中許諾制度の中身について、いつまでに詰めていきますというのだったらまだ分かるのですけれども、検討を進めるところですというのは閣議決定違反ではないのですか。

○文化庁（森審議官） 拡大集中許諾につきましては、先ほど申し上げたような法制的な様々な課題もあるということと、アウトサイダー対策をするという観点で申しますと、この拡大集中許諾以外にも様々な選択肢があり得るということをごさいますので、アウトサイダー対策をするために、最も効果的、合理的な方法は何かということを検討していくことが適当であろうと考えてごさいます。

また、拡大集中許諾について申しますと、先ほどちょっと申しましたけれども、アウトサイダーの方々の意思に関わらず許諾がされてしまうということになる要素を含んでいるわけをごさいますので、そうした方々に配慮をした慎重な検討ということも必要ではないかと考えてごさいます。

いずれにしても、この問題は、繰り返しになりますけれども、私どもは大変重要な課題であると、また、閣議決定を重く受け止めて検討してきたわけをごさいますけれども、それを踏まえた5次答申、知財計画2019を踏まえて、総務省様の検討結果を受けて、早急に文化審議会の小委員会において体制を整えて検討を実施してきたところをごさいます、速やかに結論を得るべく検討を進めてまいりたいと考えてごさいます。

○夏野委員 この審議経過報告には、来年度早期から具体的な検討を進めと書いてあるのです。来年度ではないのではないですか。閣議決定は今年度だったのではないですか。だから、閣議決定違反なのではないですか。

○文化庁（森審議官） 閣議決定をしっかりと踏まえて検討してきたところをごさいます、そういう意味で今年度中に措置をするということがごさいましたので、今年度の小委員会において、先ほど申しましたような審議経過の取りまとめとして基本的な考え方を整理したという一定の結論を出したというところをごさいます。

○夏野委員 文化庁さんの立場としては、前の会議体で内藤審議官が、関係者間で共通認識が得られなければ、制度改正に向けての検討は進めないといった姿勢であると引き継い

でいるのですけれども、関係者間にはみんないいと言っているけれども進めないのですか。

○文化庁（岸本課長） 補足をさせていただきますと、夏野先生がおっしゃっている関係者というのは、例えば、1番目にある簡素な権利処理につきましては、先ほど「映像コンテンツの円滑な利用」ということをおっしゃっていましたので、映像実演の話は、一番関係あるのがこのARMAというところだと思いますが、この団体は賛成とはおっしゃっていないと思いますし、拡大集中許諾の制度に関しまして、利用するサイド、それから、集中管理団体も関係者であるとは思いますが、それらの団体は条件付もあるかもしれませんが賛成しておられるのだと思いますが、やはり一番利害関係があるアウトサイダーの意向を踏まえることも大事だと考えております。

閣議決定違反ではないかという御指摘なのですけれども、先ほどの資料の2ページ目でお示しましたように、平成30年の規制改革実施計画を受けまして、総務省さんの検討を踏まえながら、「拡大集中許諾など」として、それも一つの選択肢として議論をしてまいりました。その後の、令和元年の第5次答申のフォローアップの中で、「関係者の意向を踏まえながら、同時配信に係る著作隣接権の取扱いなどについて」とされていたということで、去年の投資等ワーキングで御説明申し上げたときには、レコード実演に関する放送とネット配信の制度が分かれているのがおかしいという御指摘を多々頂きましたので、その点を優先的に議論をしたほうがいいのではないかという方向性で、先ほど審議官から申し上げましたとおり、文化審議会の保護・利用小委員会のほうで議論をしまして、今年度中にということで、昨年11月に総務省さんの検討を受けて、集中的に議論した結果、基本的な考え方についてお示しできたのではないかと考えております。

○高橋座長 ちょっと白熱しているので、佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 夏野委員が指摘されたことにも重なるのですが、3つお聞きしたいと思います。

まず、非常に単純な質問で、文化庁というのは、内閣の閣議決定に従う必要があるのかわからないのが1。

次に、従うとすれば、この見直しというのが今年の3月末までに行うということになるので、3月末までに見直しはされるのか。

3点目、されないとすれば、いつまでなのでしょう。

以上です。

○高橋座長 お願いします。

○文化庁（森審議官） お答え申し上げます。

まず1点目の御質問でございますけれども、当然、文化庁としては政府の一員でございますので、閣議決定を踏まえて対応する責務があると認識をしております。

その上で、この閣議決定において、必要に応じた見直しは平成31年度措置とされていたところがございますけれども、まさに、今年度中の措置として、先ほど申し上げました審議会の小委員会の審議経過の報告として、基本的な考え方の取りまとめをしたと認識をし

ているところでございます。

そして、今後どうするかということにつきましては、まさにこの基本的な考え方に整理をされてございますように、来年度早々に検討を開始し、速やかに結論を得ると考えてまいるところでございます。

○高橋座長 どうぞ。

○佐久間委員 見直しは終わったということを言われているわけですか。

○文化庁（森審議官） 閣議決定で求められておりました、著作権制度の在り方についての必要に応じた見直し、これを平成31年度措置ということになってございましたけれども、この必要に応じた見直しについての措置ということとして、この審議会における審議経過報告を取りまとめをしたと認識をしているところでございます。

○佐久間委員 そうすると、今のお話は、報告というのが見直しをしたということだということと言われたということですね。

○文化庁（森審議官） 今後、当然、この報告をまとめたことを受け、この中で記載をしてございますように、来年度早期から具体的な検討を進め、可能な限り早急に結論を得てまいりたいと考えてございます。

○佐久間委員 それは見直しではないので、見直しはまだしていないと理解してよろしいでしょうか。

○文化庁（森審議官） 繰り返しになってしまって恐縮でございますけれども、規制改革実施計画で求められておりました、必要に応じた見直しについて31年度措置をするというこの措置については、先ほど申し上げた、この審議会における基本的な考え方、審議経過報告を取りまとめたということをもって対応しているという認識でございます。もちろん、これで最終的な検討が終わったわけではございませんので、ここにつきましては来年早々に検討に着手をし、速やかに結論を得てまいりたいと考えてございます。

○佐久間委員 そうすると、30年度中に検討開始という検討開始と、今言われた検討をこれからするということとはどういう関係にあるのですか。

○文化庁（森審議官） これを受けて、まずは総務省さんのほうで、この問題について検討され、それを受けて文化庁において検討を行ったという流れになっているわけでございます。そして、文化庁における検討の結果、閣議決定、規制改革実施計画で求められておりました平成31年度措置ということに対応するものとして、審議会における小委員会の審議経過報告を取りまとめをさせていただいたという認識でございます。もちろん、これで終わったということではございませんので、今後しっかりと検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○佐久間委員 これでやめますけれども、それは、その小委員会ではもう見直しの内容が決まっていると理解してよろしいのでしょうか。

○文化庁（森審議官） まさに見直しについて、こういう基本的な考え方でもって検討を進めていくという大きな骨格について、関係者のコンセンサスを得たわけでございます。

したがって、これを踏まえて来年度早期に検討を行い、早急に結論を得てまいりたいと考えているところでございます。

○高橋座長 私は役人ではないので言葉じりは分かりませんが、冒頭に、運用の改善だけではなくて制度の改革にも責任を持つとおっしゃいましたよね。少なくとも、解釈する限りは、取りまとめがゴールではなくて法制度の改正まですることがゴールだと思うのですけれども、そのために関係者の意見を集約していただくことも含めて、文化庁さんのお務めだと思うのですけれども、そういう意味では、どうおっしゃられても閣議決定違反になっているのではないかと普通は解釈できると思うのです。

その上で、早期にとおっしゃいましたけれども、今までいろいろな経緯を伺っていると、例えば拡大集中許諾制度の話も、もうかれこれ4年になるわけです。もう大分前から問題点なり論点は出ていたにもかかわらず、いまだにこういう問題が残っていますからここを整理してというのは、あまりにも行政の不作为ではないでしょうかということをおっしゃるを得ないのです。

したがって、少なくともこの簡易な措置、それから拡大について、あるいは裁定制度、これぐらいについては、いつまでにやると。例えば、法改正でしたら来年ですよ。したがって、来年度の早期というか次回の通常国会に間に合うように法改正を御検討いただくということが、少なくとも閣議決定になった後での、やっていただかなくてはいけないことなのではないかと、私は常識的には感じるのですけれども、いかがですか。

○文化庁（森審議官） 大変、緊急を要する重要な課題であるということは、私どもは認識をしているところでございます。そういう意味で、この審議会における審議経過報告におきましても、来年度早期から具体的な検討進めて、可能な限り早期に結論を得るとさせていただいているところでございます。

座長が御指摘になられた同時配信の放送みなしであったり、拡大集中許諾といった具体的な御提案を頂いたわけでございますけれども、これらを含めて、どういう方策を取ることが最も効果的、合理的かという観点から速やかな検討をしてまいりたいと考えてございます。

○高橋座長 とりあえず、質問を続けたいと思います。

手を挙げた順番だと、石岡専門委員、落合専門委員ですか。その順番をお願いします。

○落合専門委員 そうしましたら、一応、今の話に続くところではあるのですがお聞きします。以前、投資ワーキングで議論をしていたときには、当時の原座長が、運用面の改善はしっかり早急に進めていただければいいと思いますが、制度の見直し、改正について検討をしない理由はないと思っています、といった言い方をされていました。その後、内藤審議官のほうから、文化庁としても可能な限り早急に著作権制度の見直しを含めた課題改善の方策について、意見調整の結果を受けて、検討を進めて結論を得ることにしたいと考えておりますという回答があったと思います。ここで閣議決定の文書も含めて、もともとのやり取りも踏まえると、見直しというのは基本的には法制度の改正ということの意味し

ているのではないかと思うのですけれども、違う御理解をされているのであれば、そのように教えていただければと思います。

○文化庁（森審議官） これもまた繰り返になってしまうかもしれませんが、規制改革実施計画で求められておりました必要に応じた見直し、これを31年度中に措置をするということについて、私どもの対応といたしましては、これを受けた第5次答申、知財計画2019において、関係者の意向を十分に踏まえるとされ、そして、その後、総務省における検討の結果が昨年に文化庁に通知をされ、それを受けて文化庁において検討体制を組み、検討を鋭意してきたということでございまして、その成果として先ほどの審議経過報告を取りまとめをしたということで、閣議決定された規制改革実施計画に対応させていただいているという認識を持っているということでございます。

○落合専門委員 今のだとちょっと分からなかったのですけれども、見直しというのが法制度の改正を意味するのかなどか、それはどうなのでしょう。

○文化庁（森審議官） 著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しということでございますので、規制改革実施計画においては、法制度の見直しということも当然含んだことを求めていたと思っております。

そして、まさに審議経過報告の中で取りまとめをさせていただきましたけれども、放送の同時配信における隣接権の扱い、これをまずは優先して検討していこうということについて審議会の場で共通認識が得られたということでございますので、これを踏まえて、運用の改善をするわけでございますけれども、これと並行して、運用の改善では解決できない課題については法制度の見直しが当然必要になってくると考えておるところでございます。

○落合専門委員 今の法制度の見直しというのが、見直しの中に入っているのであれば、逆に言うと、審議会の報告書で今後の方向性を示しただけでは見直しは終わっていないのではないのでしょうか。

○文化庁（森審議官） これで検討が終わったわけではないということは、まさにおっしゃるとおりでございます。ただ、規制改革実施計画に基づいて求められた見直しという文脈においては、まずは私どもが文化審議会でも検討いただき、その審議経過報告を取りまとめをさせていただいたということで、まず対応させていただいているという認識でございます。

○落合専門委員 結果としては見直しが終わっていないと思うのですけれども、そうであれば速やかに方向性は出すべきだと思います。例えば、それこそ、この次の答申の前までに具体的にどうできるのかというのを御検討いただくとか、そういうことが必要なのではないのでしょうか。

○文化庁（森審議官） いずれにしましても、この審議経過報告の中で取りまとめをさせていただきましたように、来年度早期から具体的な検討を進め、可能な限り早急に結論を得るということでございますので、早急に結論を得るべくステップを進めてまいりたいと

考えております。

○落合専門委員 やはり、早急にというのが、夏前にというのがちゃんと目指していただくのが必要だと思っておりますけど、それより遅いということは考えられているのでしょうか。一応、これは最後にお聞きしたいと思います。

○文化庁（森審議官） 可能な限り早急に対応してまいりたいと考えてございます。

○高橋座長 今、解釈と時期の問題が何度も繰り返しになって同じ答弁に終始している感じがするので、この3つの点についてほかの論点はありますか。

どうぞ。

○石岡専門委員 繰り返し拡大集中許諾制度の問題についてです。今、時期の問題を議論されていたのですけれども、もう数年前から調査研究をやって来ていて、私も読ませていただきました。ここで、すでに制度の問題点、課題ということは、もうある程度示されているように思うのです。

その中では、困難だとは言っていないで、課題があるといっています。この課題の多くは、やはり、最後に文化庁さんから示された7ページ目のプレゼンの4つ目の○のところに「政策手段を選択する必要がある」という点に集約されると思います。つまり、この段階では文化庁がいうような「選択する必要がある」ということではなく、やはり文化庁として多くの利害関係者の意見や調査を踏まえて、選択すべき政策の方向性を示すことではなかったかと思うのです。何かこの説明では、前向きに進めようと気持ちを感じられないのはそれが原因なのではないかと。やはり、拡大集中許諾制度を入れるのであれば、こういう幾つかのバリエーションある中の、これをやるのだということはある程度示すのが、審議経過報告における見直しの方向性だったのではないかと思います。

そういう意味では、素材はそろっているように私は見受けました。やはりそういう意味では、早急にとおっしゃられましたけれども、かなり早い段階で、こういった方向性が示される十分な時間があつたのではないかと。だとすれば、来年度早い時期にお答えいただくというのが、十分に時間を用意した当投資等ワーキンググループに対する姿勢ではないかと。適切な政策手段というのを明確に出すことこそが経過報告だったと思いますので、文化庁には、早い段階での方針決定というのは必要とされるように思いますけれども、どうでしょうか。

○文化庁（森審議官） 拡大集中許諾はかなり長い期間検討したではないかと。その中で、課題も明らかになって、どのような手法を取るかというところをもう少し絞り込めばより検討が進むのではないかとこのところは、まさに御指摘のとおりかと思えます。

ただ、これまでの審議経過を御覧いただきましても、拡大集中許諾という仕組み、制度そのものが、なかなか困難を伴うというところがにじみ出ていると思われるかと思えます。アウトサイダー対策は当然進めなければいけないわけですが、そのアウトサイダー対策を進めるに当たりまして、拡大集中許諾という選択肢を追求すべきなのか、それともここにも書いてございますけれども、補償金請求権を伴う権利制限であったり、

報酬請求権等々の選択肢がある中で、どれが最も合理的、効果的かということをもう少し見極めないといけないと考えているところでございますが、いずれにしても早急に検討進めなければいけない重要な課題であると考えてございます。

○高橋座長 竹内委員、ずっと挙がっていますよね。どうぞ。

○竹内委員 ありがとうございます。

今までのやり取りにある意味尽きているところもございまして、ちょっと細かいこととお伺いしようと思ったのですが、その前の段階だなというようなところを感じているところでございます。

細かいところながら、これから早急に進められるということですので、そこに入れていただきたい観点として申し上げますと、裁定制度のところ、これから利用円滑化に向けた事業ということで予算を取ってやられるということでございますけれども、日本のコンテンツが海外に対して非常に競争力あるコンテンツでありながら、海外からなかなか使われないというような現状を踏まえると、金額の算定ということだけではなくて、前回の御説明のときに、例えば補償費用の支払い方、補償金の支払い方が非常にアナログなやり方であるというようなところ。結局、金額云々の問題ではなくて、非常に使いづらい制度ではないかというところも御指摘されたところではないかと思えます。そういう観点。

広く国内からも当然使われやすくなければいけませんし、せっかくのコンテンツが海外からも使われる、見られるということになりやすいように、使う段階でそれが障害にならないような形というものも観点に入れていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○高橋座長 ありますか。

○文化庁（森審議官） 裁定制度の改善についてでございます。

先ほど申しましたように、これまでも逐次見直しは進めてきており、その中で利用件数もかなり高くなってきているわけでございますけれども、御指摘のように、使いにくい、使いづらいという声があるということでございますので、そういった声をしっかりと受け止めてどのような改善できるかということを見極めてまいりたいと考えてございます。

ただ、海外展開の点で一点申しますと、あくまでもこの裁定制度は、権利者が分からなくなってしまうときに、それでは使えないので、それに代わって文化庁の裁定を受けて使えるようにするという、極めて利用の円滑化に資する制度であると考えてございます。ただ、通常の海外展開という場合には、権利者が分からなくなってから海外展開するというよりは、当初、コンテンツを作るときから海外展開を念頭に置いて権利処理をするということがまずは求められていくという部分もあろうかと思えますので、そういったことも含めてしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

○高橋座長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今までの皆様とのやり取りを聞いていて、森審議官は、閣議決定というのを踏まえて検

討すればいいと。閣議決定を守る必要はないと、こういう御見解だという理解しました。

その上で、これも単純な質問をさせていただきたいと思います。この30年のときの閣議決定の中に、平成30年度中に検討開始、検討状況を踏まえて順次実施と言っている「順次実施」するものは何なのでしょう。

○文化庁（森審議官） まず、何度も繰り返しになって申し訳ございませんけれども、この規制改革実施計画に基づいた見直しというものとして審議経過報告を取りまとめをさせていただいたということをごさいますして、見直しをしなくていいという認識に立っているわけではないということは、何度も恐縮でございますけれども改めて申し上げたいと存じます。

○佐久間委員 最後の質問に答えていただきたいのですが。

○文化庁（岸本課長） 総務省さんのほうの「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会の検討結果を踏まえ」と書かれておりまして、そこでの結論として「放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっていない現段階で具体的な権利処理方法を絞り込むことは困難」ということと「権利者団体は商業用レコードのアウトサイダーへの対応策として文化庁の実証事業を活用しながら、権利情報の集約及び委任範囲の拡大に取り組む」となっております。この文化庁の実証事業というのが、今日、文化庁資料としてお示ししております4ページ目の「コンテンツ権利情報集約等に向けた実証事業」というものでございます。こちらは平成29年度から始めておりまして、3年間の計画で、順調にアウトサイダーも含めて権利情報を集約してきておりまして、今後はさらにその課題等も踏まえながら、ネット系のクリエイターも入れた形でどうやったらその権利情報をより効率的に集約できるかということを検討していく予定としております。

○佐久間委員 ということは、検討状況を踏まえ、検討を順次実施するという意味だったとこういうことですか。

○文化庁（岸本課長） 実証事業は実際に実施して、成果も得ております。

○佐久間委員 全く理解できず、答えになっていなかったのです。

○高橋座長 増島専門委員、どうぞ。

○増島専門委員 少しアプローチを変えさせていただくと、皆様も組織の方であるということでもありますけれども、多分、我々の申し上げていることは分かっているということ、むしろ、皆様個人がやらなくてはと思われていることがあると思っていて、我々はそれをエンパワーするようなアプローチで何か御提案をできればいいと思っておりますけれども、例えば、早急にとか早期にと、多分コミットがいろいろできない御事象があると推察をしているのですけれども、例えば、一定、今考えている工程表みたいなものをおつくりいただくということは可能なのか、可能ではないのか。もちろん、それを守れるか、守れないかは、権利者の方々の御調整だということは重々承知をしているのですけれども、省庁として、こういう工程でやりたいのだと。

なぜこの話をしているかということ、最終は、これは本案を出さなくてはいけないので、

どれかの国会に向けて、多分何かを準備しなくてはならないとなると、臨時か通常かということになるので、そこに向けてこうだというのがあれば、そこから逆算すれば工程はつくれるはずだと思うわけですがけれども、例えば、こういうのをおつくりいただいて共有いただくということは、可能なのか、可能ではないのかについて教えてください。

○文化庁（森審議官） この問題の結果を出すための工程表をつくるべきだという御指摘でございますけれども、まさに御指摘のように、事務的にこの問題を進めていくために、やはり先を見通して、どういう段取りで進めていくということが、当然、内部的には準備をしなければいけないと考えてございます。

ただ、それをどういう形でお示しするか、そもそも、お示しすることが可能なのか、また、お示した場合に、それにコミットするということになってしまうということを懸念するわけでございまして、当然、御指摘を踏まえて、工程を考えながら実施を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

○増島専門委員 別に、我々は困らせようとしているわけではなくて、もし工程があるのであれば、その工程を踏まえて、こういう規制改革会議でもこうなっていますのでということで、むしろ調整を進めるためのここに使っていただきたいみたいな思いがあって申し上げていて、それができなかったから、文化庁さんの調整能力がどうなのかと別につるし上げるつもりは多分ないはずなので、つくるけれども開示しないよみたいな、そういう不信の連鎖みたいなのをやめて、一緒にやりましょうみたいな形で取り組めないかなというアイデアでした。

○高橋座長 いいですか。

○文化庁（森審議官） 大変ありがたい御意見だと思いますが、少なくとも、私ども、どういう段取りで進めていくということは内部でしっかりと検討して進めてまいりたいと考えてございます。

○高橋座長 いままだ溝が深いのですけれども。どうぞ。

○武井座長代理 裁定制度に関するご質問です。竹内委員のお話にも絡むのですけれども、資料1-4の2月のペーパーでは裁定制度という言葉が出てきておりませんが、検討が何らかなされたのでしょうか。各論として検討されたのか、それともふわっとした検討だったのか、総論の中で何となく意識があったのか。教えていただけますでしょうか。

○文化庁（森審議官） 審議会における審議と、この裁定制度との関わりということでございますね。

関連的には、総論的に申しますと、アウトサイダー対策をする上で、何らかの制度的な手当が必要だという際の選択肢の一つとはなり得ると思っております。ただ、裁定制度はあくまでも権利者不明の場合の裁定制度でございますので、権利の在り方が違うために手間がかかるということを解決できる仕組みではございませんので、そこはおのずと限界はあると。ただ、選択肢の一つではあると考えてございます。

○武井座長代理 裁定制度については、制度上は、協議不成立のほうの裁定制度もござい

ますよね。こちらの協議不成立のほうは、およそ今は使われていないとは思うのですけれども、およそ検討の視野としても考えていないということなのでしょうか。

○文化庁（森審議官） この権利者不明の場合の裁定制度というものの射程が違うということ。

○武井座長代理 権利不明者とは別の裁定制度もありますよね。裁定制度は広いと思うので。

○文化庁（森審議官） それで、また新たな裁定制度ということになるかと。

○武井座長代理 現行の裁定制度の中には、権利不明者以外に他にも規定があるのですけれども、使われてはいませんが。

○文化庁（森審議官） ありますが、こういうケースを想定しているものでは必ずしもないかと思しますので、もし、御指摘のようなアウトサイダー対策について対応が必要だということであれば、裁定制度で対応するということになりますと、そういうケースに対応し得る裁定制度というものがあるかどうかということを考える必要があるということになろうかと思っています。

○武井座長代理 質問の趣旨としては、ここで出てきている諸課題はアウトサイダー問題に限られないいろいろ難しい問題なので、選択肢は幅広く大きく構えて、そこからどうするかとやったほうが良いのではないかと思った次第です。最初からあまり狭いところで、このエリアでとやるよりは、いろいろな選択肢、しかも既存の制度はこうだからという発想で、ここはもう変えないよと最初に決めてしまうよりも。最終的にどこを変えるのかは、いろいろな選択肢があると思いますが。

裁定制度にしても、最初からここはもう変えないとやると、どんどん最後に可能となる解が狭くなって、いろいろな結論を出すのが難しくなる面があるように思います。それよりも、幅広い検討を行った上での徐々に絞り込みですね。どこを変えるべきという結論は、別にいろいろな議論があってしかるべきだと思うのですが、不明、不明ということだけおっしゃったので、いろいろな制度があるのではないかと思った次第です。

○文化庁（森審議官） この概要のほうでは、必ずしも十分記載がないかもしれませんが、先ほどの概要資料のほうで見ていただきましても、3ページの審議経過報告、基本的な考え方の3番のところの3つ目の○で、先ほどは説明を省略させていただきましたけれども、現行の規定の中で、様々な権利制限規定であったり、御指摘の裁定の仕組みもあります。こういったものについて、放送の同時配信等に拡充するということについても併せて検討を行うとされているところをございまして、そういう意味で検討の視野には入れているということをお訂正させていただければと存じます。

○高橋座長 石岡専門委員、落合専門委員、お願いします。

○石岡専門委員 ほかの点です。簡素な権利処理との関係で、事務局提出の資料1-7の中で、同時配信等の放送みなしについて、前回、氏家提案にもありました。伝送路が異なることで、同時配信が放送にみなされないというのは、ユーザー目線からいうとちょっと

おかしい。英国やドイツをはじめ多くの国では、同時配信というのを放送とみなしているという現状がある中で、日本では、少なくとも同時配信については放送として扱うべきではないかという考えがあると思うのですけれども、それに対してどのように御意見をお持ちか。

そして、もう一点は、同時配信といった場合に、その範囲が問題になると思うのですけれども、完全に同じタイミングということでもいいのか。完全に同時であるものに限定せず、追いかけ再生とか見逃し配信というようなものも含めて考えるべきだと思うのですけれども、その辺に関する文化庁の整理はどういうことになりますか。

○文化庁（森審議官） まず、1点目、放送の同時配信について、放送と同様に扱うということについて、まさにその点が現行の制度では権利の在り方が違うということが課題になっていますので、まずはそこを優先して検討していくということでございますので、今後、早急に検討をしてみたいと思っています。

2点目の御質問でございますけれども、同時配信の範囲でございます。

これは、この審議経過の報告の中では、3ページの2ポツのところでございますけれども、いわゆる放送の同時配信に限らず、一定期間の中でリニア放送と意図して時間をずらして配信をするというものとか、一定期間が終わった後に再活用するといった配信も含めて、ここは放送コンテンツのインターネット配信についての、事業者の方々の多様なニーズがあると考えてございますので、そうした多様なニーズに対応した措置を検討するところとございまして、そういった点も含めてしっかりと検討してみたいと考えてございます。

○石岡専門委員 後者については、同時配信の範疇で考えていくと。利用者の方々のニーズを踏まえてということですね。

○文化庁（森審議官） 全く同時の配信だけを検討の対象とするのではなくて、それ以外の同時配信に類するような幅広いニーズについても、しっかりと検討の俎上に上げて検討していくということでございます。

○落合専門委員 では、私のほうからもう一回、今度は裁定制度について改めて伺いたいと思います。武井委員からも質問が幾つかあったと思いますが、なかなか使われていないということがあって、その原因として、やはり供託金額の決定に利用可能になるまで1か月かかったり、手続の電子化が進んでいないとか、こういう原因があるのではないかと考えているかと思えます。

そういう意味で言いますと、相当な努力ということで要件がかかっていますけれども、これをできる限り即日できるようにするべきではないかといったことであったり、そもそも手続を全面的に電子化するべきではないかということもあると思います。これらの手続を使いやすくするということは、関係各社の権利関係を侵害するとかそういうものではないと思います。先ほど、関係者の利害調整というお話も言われていたと思いますけれども、これは、例えば、手続の電子化等については、そういうのは当てはまりにくいのではない

かと思っています。この点についてどうお考えになりますでしょうかというのが、まず第1点です。後で追加して他の質問をさせていただきます。

○文化庁（森審議官） ありがとうございます。

手続の簡素化、電子化も含めてという御指摘でございますけれども、手続の簡素化については、これまで累次文化庁としても、様々な運用面、制度面での改善をしてきておるところでございます。ただ、この制度はあくまでも権利者が不明である場合に、それに代わって裁定をするということでございますので、権利者が探せばすぐに分かるにもかかわらずというようなケースについてまで裁定をしてしまうということは許されないわけございまして、そこをしっかりと確認をするための一定のプロセスが必要だと。ただ、そこを極力簡素化できるようにということで累次取組を進めてきたということでございます。

電子的な対応についても、これは政府の全体の電子的な取扱い、手続の電子化というところとも関わりがあると思いますので、そういった点も含めて対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

電子化については、相当な努力についてはおっしゃったような観点がもしかするとあるかもしれませんが、それにしても、電子化については単純な手間の問題というだけだと思います。内容として審査を違う基準にするということでもないと思います。また、政府全体として、この文脈以外でも電子化を進めるということになっています。規制改革推進会議の中で議論している中でも、例えばドローンなどについて、これも手続の電子化が相当進んでいて、かなりの割合、電子申請もされているということもありますので、できる限り進めていただきたいと思っております。

あと、また別の観点になりますけれども、この裁定制度の中で、供託金の支払いについてです。NHKが事前支払いを免除されておりますが、放送事業者の中で、なぜNHKだけがそういう形になっているのでしょうかというのをまず伺いたいです。

○文化庁（日比室長） 補償金の供託を免除する対象として、国とか独立行政法人とか、あるいは、今おっしゃっていただいたようなNHKといったようなところが対象として指定をされておまして、これは補償金をあらかじめ供託をしなくても、後々払う必要が出たときに、財政的な基盤があつてですね、払うことが確実に見込まれるものとして対象としたということでございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

確実に払えるということで言いますと、放送事業者も、特にテレビの放送事業者などは大きいのではないかと思いますし、通常あまり支払えなくなるような財産や事業の状況とは思われません。しかし、この辺りの放送事業者が免除対象に入っていないのはなぜなのでしょうかと。逆に言うと、こういう放送事業者、民放にも適用されるべきではないかと思われるのですけれども、いかがでしょうか。

○文化庁（日比室長） 補償金の供託を免除する対象を拡大することにつきましては、現

在、指定されているところは、今、申し上げた趣旨で、特にNHKさんからも要望があって、検討した結果、対象にしたという経過がございまして、具体の利用者様のニーズがあれば、また改めて検討したいと思っております。

○落合専門委員 そうしましたら、逆に申し上げますと、民放の事業者さんとか、この制度を利用したいという方から具体的に申請があれば、それは見直しとか措置をする方向で検討はされるということなのではないでしょうか。

○文化庁（日比室長） 先ほど申し上げましたように、基本的には補償金の供託が必要という制度の中で、支払いが必要なときに確実に支払いが見込まれるものということで制度をつくっておりますので、そういうものに、今、指定されているもの以外のところが対象になるかどうかということにつきましても、併せて検討させていただきたいと思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

もちろん、支払いができることは前提だと思っておりますので、それはそういう支払ができるかどうかについて、基準を引いていただくということはあるものだと思います。ただし、世の中にNHKだけが大きい放送局でもないと思っておりますので、民放事業者のことはよく考えていただければと思います。

最後に1点なのですが、許諾推定とか報酬請求権化、こういった権利処理の円滑化に関する抜本的な解決策というの、著作権制度の見直しという中では出てくるのではないかと思っております。これは、先ほどまで議論していたような同時配信に関するものとか、拡大集中許諾などに比べますと、スピードとしてはもう少し遅くても仕方がないというか、十分に検討されるべきだとは思っておりますけれども、こういったものについても、同時配信について結論を出した後、例えば、今年中をめどに結論を出していただくとか、そういうことを御検討いただくことはできないでしょうか。

○文化庁（森審議官） 今、御指摘にあったような様々な権利処理の円滑化のための手法というのが、諸外国の例を見ても、また、現行制度の中にもそれに類するものもあるわけがございまして、そういったものをどのように活用していくということを重要な課題として、引き続きしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○落合専門委員 ありがとうございます。

時期的にしっかりとやっていくということが、日本のコンテンツ産業が世界の中で負けてしまわないために重要だと思いますので、スピード感の点については御注意をいただきたいと思っております。

○高橋座長 夏野委員、どうぞ。

○夏野委員 来年度は、何についての結論、必要の措置と思われるものが出てきますか。来年度も検討で終わりですか。来年度に何ができるか。もう全部出せ、全部工程表を見せてくださいとは言いません。来年度に何ができるか。

○文化庁（森審議官） 基本的な考え方でお示しをしておりますように、まず優先的に検討すべき課題である放送におけるレコードと実演。隣接権が関わる放送コンテンツについ

ての同時配信等、これについてまず優先的に検討するというところでございまして、これらの具体的な検討を進めて、可能な限り早急に決断を得てまいりたいと考えてございます。

○夏野委員 つまり、同時配信等の知財の扱いについての、場合によっては法案を出すという理解でよろしいでしょうか。来年度。

○文化庁（森審議官） 可能な限り早急に結論を得るということでございますので、法案に至る取りまとめを含めて、可能な限りそういったことも選択肢の中に当然含めて、可能な限り早急に検討してまいりたいと考えてございます。

○夏野委員 ありがとうございます。

○高橋座長 大塚副大臣、お願いします。

○大塚副大臣 すみません。本会議が入って出なくてはいけないので、一言だけ。

そもそも閣議決定では、具体的な制度変更のところまで今年度内というのを想定していたのだらうと思われるわけですし、恐らく1年以上進行が遅れているというのは否めないのだらうなど。いろいろ利害調整が複雑なのはよく分かるのですが、これは利害調整が複雑なだけに、全部の意見が自然に収れんするのを待とうとすると上手くいかないですし、そうでなくてもできるだけ皆さんが合意の下、納得の下、一つの制度に収れんしていこうと思うと、こういう時間がかかってしまうのだらうと思うのです。

ただ、一方で、土俵を決めないと誰も動けない。その間に日本だけどんどん遅れているという実態もよく御認識だと思っておりますので、これはやはり、いろいろな意見を調整する前に制度の骨格を決めないといけないのです。こういう骨格でやっていくということを決めた上で、その上で、いろいろな御異論があるところを、その制度の骨格の下でどう調整していくかということで、ちゃんと根回しをして進めていくというやり方をしないと、いつまでたっても議論しているだけで、制度が動かないですね。そこの積極的に旗を立てて調整していくところを文化庁さんは頑張ってもらいたい。これは前から思っていることですので申し上げておきます。緊急性は御理解されていると認識はしていますけれども、それに合わせて物事が動かないといけないということだけ申し上げて、失礼したいと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

（大塚副大臣 退室）

○高橋座長 時間が随分オーバーしているのですが、まだ後半が残っていますので、放送局と権利者の契約に標準約款を導入すること。それから、ローカル局の権利処理支援、それから、芸団協様の提案である、その他ウェブキャスティングも検討対象に含めるべきと。これはどちらかというと総務省さんのパートだと思っておりますが、ここに関する御意見を頂きたいと思っております。どなたかありますか。

どうぞ。

○鶴瀬専門委員 ありがとうございます。

総務省さんにお聞きしたいと思います。

先ほどの御説明ですと、標準約款のほうはニーズがあることが前提であって、実効性はないかもしれない。それから、ローカル局への権利処理の支援に関しては、具体的な要望を承知していないという御説明を伺いました。

確認なのですけれども、標準約款のほうは、放送局側、権利者側にニーズがないという御認識でいらっしゃる。ニーズがないというか、ないことの根拠をお持ちなのかどうか。それからローカル局のほうは、具体的な要望はお聞きになればすぐ分かると思うのですけれども、お聞きになっても答えが返ってこないという状況なのかどうか、その辺を教えてくださいませんか。

○総務省（吉田審議官） 標準約款につきましては、資料1-7④にありますとおり、NHKとしては、こういう協定を締結済みということで、したがって、標準約款とかそういう話ではないのかと思います。民放在京キー局5社は不要ということで承知しております。

私どもの所管している放送局ではそのようになっているところがございますが、なお、左側にあるような権利者団体も不要ということで、今回はそのようにおっしゃったのではないかと承知しております。

ローカル局への支援については、現実にそのローカル局が、実際にいろいろな形でネット配信を行っておりますので、具体的に、私どもは今のところは要望ということでは頂いておりません。

○高橋座長 よろしいですか。

○鶴瀬専門委員 はい。

○高橋座長 どうぞ。

○夏野委員 この標準約款なのですけれども、民放さんは非常に強い事務所さんとの契約と、弱い事務所さんとか、新しい、例えば、文化人としてコメンテーターとして出る場合と、事務所がついている場合とか、具体的には契約がない状態で、声がかかっても、今はコロナウイルスでお医者さんがいっぱい出ていますが、どのように放送局と話をしたらいいのかも分からないような状態で出演者が出ているケースもたくさんあります。

そういう意味では、広くいろいろな、特に昨今は、そういう決まったタレント事務所さんからではない、ネットから独立的な人が出てくるケースもあつたりするので、標準約款のようなものがあると、より多くの人たちが放送局と関係を持つのがスムーズになる可能性があつて、それは今の放送局の人とか、今の放送関係者のサークルに入っていない人が世の中にはいっぱいいるわけなのですけれども、あるいは単純に取材を受けるとか、コメンテーターとして声がかかるとか。

こういった人たち、私もそうなのですけれども、やはりそういう標準的なものがあると、少なくとも自分の権利はどのようなものがあり得て、放送局とは何を話しておかなくてはいけないというのが分かるので、今、お相手されている業界の人は不要かもしれませんが、そのほかに、国民的には必要な人がいるのではないかとと思うのですが。少なくとも私は標準約款があつたらうれしいと思うのですけれども、それはいかがですか。

○総務省（吉田審議官） 今のお話は、単なる出演についての標準約款ということになりますか。

○夏野委員 出演も含めてです。例えば、初めて放送局と何らかのIPを提供する権利者がいたとしたら、しきたりも何も知らない中で、そういうものが開示されていたりすると、もちろん標準なので、標準ではないケースもあるのですけれども、その標準をベースにネゴができるのでいいのではないかなと。つまり、放送局が優越的な地位を濫用する可能性はなくなるのではないかなと思っただけなのですけれども、いかがでしょうか。

○総務省（吉田審議官） すみません。夏野さんに対して優越的地位を濫用する放送局はいないと思うのですけれども。

○夏野委員 高橋座長にも、多分、優越的な地位が濫用されていると思います。

○総務省（吉田審議官） いえ、そんなこともないと思いますが。

○夏野委員 ギャラが5倍違います。

○高橋座長 10倍。

○夏野委員 10倍違う。ギャラが違います。

○総務省（吉田審議官） 10倍違うとおっしゃいますと。

○夏野委員 一緒に一緒に出演している人のギャラが違ったりするわけです。同じ量を働いているのに。

○総務省（吉田審議官） 標準約款に、例えば金額まで書き込むということですか。

○夏野委員 いえ、そこまでは言っていないのですけれども、少なくともそういうものがあると、放送局も契約を結ばなくてはいけないと思うし、もともと製作者と契約がない場合もたくさんありますよね。

それから、そういうものがあるのだということで、それを前提に業界が回ると、より優良なコンテンツも出しやすいのではないかなと思っただけです。

○総務省（吉田審議官） ごめんなさい。その優良なコンテンツにどうつながるのか理解できません。

○夏野委員 例えば、インターネット上で、非常に伸びてくる演奏家とか、あるいは権利者というのが出てくるケースがたくさんありますね。それを、たまたま放送局が見つけてくることしか今は手はないわけですね。独立系のクリエイターの人たちから見ると、何か怪しいのではないかとか、放送局と取引をすることについて非常に怖がっている人もいます。でも、こういう国が決めたような標準約款とかがあれば、それに従っている限りは、それが普通なのだなと思うわけです。そこが分かっただけなのであれば、僕が役に立たないということだと思っただけなのですけれどもね。

○総務省（吉田審議官） すみません。それを国が何か標準をつくることによって進むというのが、どうしても理解できないのです。

○夏野委員 例えば、僕がいきなり芸能事務所を始めるとしたら、そういうものがあつたほうが始めやすいです。そういうものがあつたほうが新規参入の新しい事務所さんは出や

すいです。

○総務省（吉田審議官） それは、どちらかという一般的な出演の話ですよ。

○夏野委員 出演に限らず、例えば著作物があるとしてとか、ムービーを撮ったとしてとか、漫画の原作を持っているとして。

○総務省（吉田審議官） ですから、出演というのは、どちらかというネット配信というよりは放送そのものの話になるのではないのでしょうか。

○夏野委員 どちらも同じ話です。

標準約款の話は2つあると思うのですが、放送局がネットに出すときの標準約款と、放送局そのものの標準約款があり得るのではないのですか。ネットのところだけ標準約款をつくらうとされているという理解ですか。

○総務省（吉田審議官） つまり、ネット配信を進めるに当たってどうしたらいいかというのが氏家様の全体の御指摘ですから、標準約款をつかったほうがネット配信が進むのではないかという御提案なのかと思います。それについては現実にニーズがないということをおっしゃりましたが、実際に、資料1-7にまとめられている各団体の御意見も、ネット配信に当たって、そういう標準約款が必要かどうかの観点から述べられているのかと思います。

○高橋座長 落合専門委員、どうぞ。

○落合専門委員 そうしましたら、総務省さんに2点ほどお伺いをできればと思っています。

標準約款のお話が1点目になります。ニーズがどうかということについて資料1-7の表を見ていきますと、例えば、aRmaさんの注書きで民放との間で協約は必要とか書かれていたりすることもあります。最初から、いきなり約款をつくることありき、ではなくてもいいと思うのですが、まずは放送局と権利者と両方を集めて、お話をするような場というのをつくっていただくことは、ニーズ自体を確かめるに当たっては重要なのではないかと思います。このような機会を持っていただくのはいかがでしょうかというのが第1点です。

第2点が、ローカル局への権利処理支援についてなのですが、これも資料1-7の民放在京キー局の箇所が賛成となっています。NHKさんは基本的に、別に地方局が独立に存在するということはないと思いますので、そうすると放送事業者側としてはニーズがあるというお答えになっているのかなとも思います。これは、このように公の資料の中で出ている部分でもあり、一定のニーズがあると民放さん側から示されているという部分もあると思います。これに対して、ニーズがないと先ほどおっしゃられていましたけれども、少しヒアリングをしに行かれてはいかがなんでしょうかと思いましたが、いかがでしょうか。

○総務省（吉田審議官） ありがとうございます。

実際に民放は、同時配信等を行うビジネスモデルがまだできていません。NHKはこれから

実際に同時配信等を始めますので、協議を行っています。ただ、当然、NHKと民放とではビジネスモデルが違いますので、当然、民放が同時配信等を始めるに当たっては協議を行うと思います。

例えば、その協議を行っても、何かしら問題があり、それがネット配信の弊害になってくるということであれば、そこは本来、民民の話だと思いますが、国が何らかの形で出てくることがあるかと思います。ただ、それがない前提で、そのビジネスモデルが見えない中で、約款みたいなものをつくっていくということは、我々としては非常に躊躇するところでありまして、そこまで国が民民の話をするのかということはあるのかと思います。

2点目のローカルの権利処理につきましては、民放在京キー局5社として、前回の発言を、今、さらっと見たのですけれども、特にコメントはなさっていなかったようにも思うのですが、そういうニーズがもしあるというのであれば、そこはお聞きすることは当然構いません。

○落合専門委員 ありがとうございます。

2点目のほうからですけれども、これは事務局のほうで、事前に事業者を確認されて、この内容でいかと聞いて、このようにまとめられていると思います。このため、事業者も、このように考えられているとあって良いかと思いますので、ぜひ御確認をいただければと思います。

あと、1点目なのですけれども、必ずしもすぐに標準約款をつくることを前提にしなくてもいいと思います。民放さんも、NHKさんのほうが始められると、そのうち始めないといけないという雰囲気になる可能性もあると思います。実際に民放さんが始めそうだとやってきたときに、必ずこういう標準約款をつくってくださいとまでは申し上げないにしても、ちゃんと話を聞くような場をつくっていただけたらいかがでしょうかというのが、お願いしたかったこととなります。

○総務省（吉田審議官） 分かりました。

このローカル局の要望については、確認をすることはもちろんしてみたいと思います。ただ、一般論として支援はいいよと言っているのか、具体的なニーズがあるのか、そういうことにもよってくるかと存じます。

元に戻って、約款につきまして、多分、具体的なビジネスモデルが出てくれば、これは当然、権利者側と放送局のほうで当然議論をしなければならないと思いますので、そういう動向を我々としても注視をしてみたいと思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

お互いに対立する人たちだけだと話がまとまりにくいかもしれないので、ぜひ関与をお願いします。

○高橋座長 ありがとうございます。

今、前向きな回答を頂戴したところで、もう一つ私からもお願いしたいのですけれども、その他ウェブキャスティングのことなのですけれども、ここは芸団協からの提案事項につ

いては、これまで議論してきた同時配信等とは関係主体が異なるため、文化審議会でも議論すべきという御回答ですけれども、しかし、ユーザーから見れば、その他ウェブキャスティングも放送と違いがないサービスですよ。したがって、関係する主体が異なっているだけで、総務省がタッチしないというのは、あまりにも縦割りの発想ではないかなと思うのですけれども、技術的に言えば、その他ウェブキャスティングは、インターネットの利用形態としての総務省の所管だと思うのですけれども、総務省としてこの問題に主体的に取り組んでいただくべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務省（吉田審議官） この御提案は、もともと権利者サイドから出ている御要望だと承知していますし、また、それについて、今回も御意見が紙で出されていると承知しております。そういう中で、私どもも承知している限りでは、文化審議会のほうで関係者がそろっているので、議論をしていくのが適当ではないかという意見でございますけれども、当然議論の中で、私どもとしても協力していく部分があれば、協力してまいりたいと思っております。

○高橋座長 当然、協力いただくことは大歓迎だと思いますが、所管という観点からは総務省さんとしては関係ないということなのではないでしょうか。

○総務省（吉田審議官） 関係がありますから協力はしていきます。ただ、もともと権利者団体から頂いている御要望、かつ、他の権利者団体から別の御意見も出ているという中で、文化庁の枠組みがまずは適当なのではないかと。その中で、私どもとしてできることがあれば、当然協力はしてまいります。

○高橋座長 分かりました。

ほかにございますか。

どうぞ。

○増島専門委員 デマケに関する部分なのかもしれないですけれども、文化庁さんもそうですし、総務省さんの、今、出てきていただいている方々は、ちょっとその傾向が強いですけれども、関係者の調整も一つの機能ではありますけれども、国益の観点から、何が一体意思なのかというのをはっきりした上でやる、リーダーシップが必要だという気がしています。

この権利処理に関して、標準約款、例えばニーズがないという話をしましたけれども、例えば、経産省さんのコンテンツ産業化というのがありますね。領空侵犯をするという観点、もしくは、先ほどのウェブキャスティングもそうですけれども、国家もしくはコンテンツ産業という観点から、例えばこういうところから何か一定の国益もしくは産業の観点から御提案を差し上げたとする、先ほどのお話だと、それには御協力をいただけるかどうか、これについて教えてください。要するに、別の省庁から倒しにいったときには御協力いただけますかということを知っています。

○総務省（吉田審議官） 倒しに行くとおっしゃいますと。

○増島専門委員 おっしゃっているのは、権利者からの御調整をされています、だからニ

ーズがないから対応されませんと一応聞いたわけですが。もし、そこに、一定の産業の観点から、こうやるべきなのではないか、本当はこれ自身も総務省さんが何か御意思を持たれるべきなのではないかと我々は思っているわけですがけれども、もし、そうではないのであるとすると、そういう御意思のあるところから、何か御提案を差し上げるということが仮にあったとしたらば、それには御協力をいただけるのかということを知っています。

○総務省（吉田審議官） 標準約款の件ですか。

○増島専門委員 標準約款であれウェブキャスティングであれです。全て問題の根は同じだと拝見をいたしましたので、アプローチを変えさせていただいたら、それには御協力をいただけるのか、それともやりたくないという御意思があるのか、ここが知りたいのです。

○総務省（吉田審議官） やりたくないと申し上げているということではなくて、標準約款については、先ほど来申し上げているように、実際の民放のビジネスモデルがまだ決まっておられませんので、その段階で、国として標準をつくるとしても、実ビジネスを踏まえないものになってしまうのではないかとということが1点ございます。

ウェブキャスティングの件につきましては、やはり関係者で議論していくということが必要だと思いますけれども、それについて、文化審議会のほうで議論していただくのであれば、私どもとしても協力をさせていただくということでございます。

○増島専門委員 国としての部分が非常に気になっていまして、デマケの観点から、御省としてはそう思っているというだけで、それが国の意思なのかどうかというのに、今、疑いを持っているということでありまして、もし別の省庁で、同じように所管が引っかかっている省庁からアジェンダのセッティングがなされたらば、それに御協力いただけるのかということを知っているということなんです。

○総務省（吉田審議官） 具体的なケース・バイ・ケースになるかと存じますけれども、必要な調整はさせていただきます。

○高橋座長 ほかにありますか。

よろしゅうございます。

大変時間が超過してしまいました。少し私から総括をさせていただければと思います。

本日は、前回のワーキング・グループで氏家氏から提案にあった5項目と、芸団協様より提案のあったその他ウェブキャスティングの権利処理円滑化について、総務省、文化庁を交えて御議論いただきました。

まず、文化庁におかれては、平成30年の規制改革実施計画で決められた、年度内の制度見直し、これに間に合わず、結果として閣議決定違反になると私どもは考えております。このことについて深く、重く受け止めていただきたいと思います。

特に、拡大集中許諾制度の導入や裁定制度の改善、簡素な権利処理のうち、同時配信等の放送みなし、これについては、全ての関係者より同意が得られるところであり、早急に検討をするということを知りながら再三御回答いただきましたけれども、至急に検討を行い、次期通常国会への法案提出に間に合うように、夏までに結論を得るべきではないかと、私ど

もは考えます。

同時配信等の放送みなしの結論が出た後には、許諾の推定や報酬請求権化についても、今年中に結論を出すべきだと思います。

また、放送局と権利者の契約に標準約款を導入、ローカル局への権利処理支援、その他ウェブキャスティングの権利処理円滑化については、放送のネット進出が進む中、避けられない課題であると感じます。総務省におかれては、これらの課題についてぜひとも主体的に取り組んでいただければと思います。

放送事業者のネット配信の強化は重要な成長戦略であり、中でも著作権分野の改革は喫緊の課題であります。本年夏頃を予定している答申取りまとめには、本日の御議論をしっかりと反映してまいりたいと思います。

どうも、今日は大変ありがとうございました。

(総務省、文化庁 退室)

(国土交通省 入室)

○高橋座長 時間が押していますので、もし委員の方で、どうしてもという方は遠慮なく御退出いただいても結構でございます。

続きまして、議題2「タクシーの利便性向上」の議論を行いたいと思います。

昨年3月に一度、規制改革会議が規制改革実施計画に関する議論を行った経緯がございますけれども、それ以降の進捗を含め、国土交通省より今日は御説明を頂くことになっております。開始時間がもう30分以上遅れてしまいまして大変申し訳ございません。恐らく5時までには終わらないと思いますけれども、できるだけスムーズにやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは御説明を20分ぐらいでしょうか、頂ければと思います。よろしく願いします。

○国土交通省(早船課長) 国土交通省自動車局旅客課長をしております早船と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、タクシーの利便性向上の取組につきまして、説明をさせていただきます。

横長の国土交通省自動車局とされている資料に基づきまして御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、まず「タクシー事業の現状」につきまして御説明させていただきます。

折れ線グラフがございます。まず、青の折れ線は輸送人員を示しております。平成13年を100とした折れ線グラフでございまして、輸送人員につきましては、平成18年度をピークに減少傾向でございます。特にリーマンショック後、減少が顕著になっておりまして、いまだに右肩下がりで、下げ止まっていないという状況でございます。

続きまして、黄色の折れ線は運送収入を示しております。こちら平成13年度をピークに減少傾向でございまして、輸送人員と同様に右肩下がりになっているというところがございます。

続きまして、緑の折れ線は、延べ実働車両数ということで、1日ごとの稼働車両数を1

年間分積み上げた車両数ということで、いわば実際に出庫して走った車両数を足し上げたものでございます。

こちらはタクシー事業で平成14年に規制緩和をしております。参入自由としておりまして、そこで一旦、この延べ実働車両数は増加をしております。ですが、その後、リーマンショックがございまして、輸送人員が減少して、非常にタクシー余りになって、銀座などの路上にあふれるといったような状況になりました。また、こういった運送収入が減少をいたしましたので、1台当たりの営業収入が減少いたしまして、当時、ドライバーの方々の賃金の低下とか過重労働、それによって安全性が低下するという問題がございまして、平成21年に特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法というものが制定されまして、地域ごとにタクシー車両の供給過剰を抑える施策を打っております。その特別措置法の施行以後、この延べ実働車両数は顕著に減少しているところでございます。

続きまして、赤の折れ線は、日車営収ということで、1日1両当たりの営業収入を示しております。これは平成13年度以降減少傾向で、21年度まで減少いたしましたが、先ほどのこのタクシー車両数の減少の結果、それ以降は回復に転じているものでございます。

続きまして、2ページでございます。

この水色の線は実働率でございます。これは分母は登録しているタクシー車両数、分子が実際に稼働している車両数でございまして、こちらも平成13年度をピークに減少傾向でございます。これは、やはり輸送の減少に合わせて実働を落としているという面と、先ほどのドライバーの賃金低下による労働環境の悪化ということがございまして、それにより人手不足という面から減少しているところでございます。

続きまして、オレンジの線は実車率でございます。分母が走行距離、分子が実際にお客様を乗せている実車の距離でございます。

この実車率につきましては、平成21年度まで減少傾向でありましたが、平成22年度以降は、先ほどの車両数の減少によりまして、22年度以降は増加傾向になっております。

そして、緑色は運転者数でございますけれども、こちらは平成16年度をピークに減少傾向となっております。こちらも、今言ったような賃金低下による労働環境の悪化とか稼働車両数の減少等に伴って減少しているところでございます。

続きまして、3ページで、タクシー運転者の労働環境でございます。

それぞれタクシーと全職業平均を比較しております。労働時間で言うと、平均よりも約1割長い。所定外労働時間は、年間で言うと全職業平均の約2倍。年間賃金は約3割低い。人手不足につきましては、有効求人倍率が全職業平均の約2～3倍ということでございます。また、高齢化も進んでおりまして、全職業平均より約17歳高く、女性比率については全職業平均の約1割未満と低いということでございまして、労働環境の改善が大きな課題となっているところでございます。

以上、タクシー事業の現状につきまして、まず御説明をさせていただきました。

続きまして、4ページでございます。

規制改革の関係では、平成30年6月15日に規制改革実施計画が閣議決定されておりました、多様なニーズに応える新たなタクシーサービスの実現といたしまして、2020年オリパラ競技大会までを一つの節目として、安全性の確保を前提にしつつ、利用者のニーズとか地域交通機関の課題を整理いたしまして、ICTを積極的に活用して、利用者ニーズへのきめ細かい対応と運転手の多様な働き方を実現する新たなタクシーサービスの在り方を総合的に検討することとされておりました、平成30年度検討開始・平成31年度結論となっております。

続きまして、5ページでございますけれども、こういった布石に対しまして、まずタクシー事業者の取組から御紹介をさせていただきます。

全国ハイヤー・タクシー連合会におきましては、こういったタクシーサービスのさらなる高度化に向けまして、平成28年10月に、下にございますが「今後新たに取り組む事項」を決定しております。国土交通省といたしましても、これらの実現に向けて支援をしているというところでございます。

順に御説明いたします。

1つ目は、初乗り距離短縮運賃です。東京で平成29年1月末から導入されており、それまで2キロ730円だった初乗り運賃を1キロ410円にすることにより、短距離需要の掘り起こしを図ったものでございます。

この結果としまして、短距離客を中心に、運送回数が全体で約7%増加いたしまして、運送収入も全体で約4%増加したというものでございます。この後、ほかの地域、名古屋市、福井市、京都市などでも順次導入をされておりました、現在では、全国30地域でこの初乗り距離短縮運賃が導入されております。

続きまして、2ポツから2、3、4、5と4つ。こちらは新たな運賃サービスでございます。

1つは、2ポツの「相乗り運賃」。

3ポツの「事前確定運賃」。

4ポツは「ダイナミックプライシング」。

5で「定期運賃（乗り放題タクシー）」ということで、これらについては後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

6ポツは「相互レイティング」ということで、配車アプリ上で、利用者、ドライバー、相互に評価をできるようにしようというものでございます。

7ポツは「ユニバーサルデザイン（UD）タクシー」で、東京などではかなり藍色のタクシーを見かけるようになりましたけれども、車椅子の方、外国人観光客の方も含めて、多様なニーズに応えられるようなタクシーの導入促進ということで、これは平成32年までに約2万8000台導入としておりますが、これも既に3万台を超えておりますので、今、新たにオリンピック・パラリンピックが開催される今年度までに4万4000台導入という目標を

掲げて進めております。

それから、8ポツは「タクシー全面広告」で、車体全面で広告をすることによって、広告収入を稼ごうというものでございます。

9ポツは「第2種免許緩和」で、これは安全の確保ということを大前提とした上で、2種免許の取得要件の緩和を要望しているものでございます。

10ポツは「訪日外国人等の富裕層の需要に対応するためのサービス」ということで、高級な車両とか、ハイグレードなサービスを行うハイヤー、そういったものを用意しようというものでございます。

11ポツが「乗合タクシー（交通不便地域対策・高齢者対応・観光型等）」ということで、主に過疎地域における生活交通の確保に向けて、こういったサービスを行うというところで、ここも後ほど御説明をさせていただきます。

こういったサービスを28年から検討して取り組んでまいりましたが、6ページですけれども、さらに昨年6月には9項目を追加して、さらなる取組を進めるということで、タクシー業界が発表いたしましたので、これについても国土交通省としてしっかり後押しをしていきたいと思っております。

1つ目は、MaaSへの積極的参画で、他の業種と積極的に連携をして、サービスを進めていこうというもの。

2ポツ目は、自動運転技術の活用方策を検討していく。

3ポツですが、キャッシュレス決済の導入。これも促進していきましよう。

4ポツでは、子育て応援するタクシーで、これを普及させていく。

次は、ユニバーサルデザインタクシーで、これは既に先ほど申し上げたようになり導入は進んでおりますので、こういったものの配車体制を構築していこうというもの。

6ポツ目は「運転者職場環境良好度認証」制度ということで、労働環境の改善が課題になっておりますので、求職者に対しまして、どの事業者がしっかり労働環境の改善に取り組んでいるのか、そこを見える化する仕組みというものを入れようというものでございます。

7ポツは、労働力確保対策の推進で、非常に有効求人倍率も上がっておりますので、様々な層からドライバーを登用する。女性ドライバー、若年ドライバー、外国人ドライバーの登用、こういったものにも積極的に議論していこうというものでございます。

8ポツは、大規模災害時の緊急輸送に関する地方自治体との協定の締結ということで、昨年の台風15号、19号の際にも、長野や茨城といったところで、この協定に基づく災害時の緊急輸送にタクシーが大きな役割を果たしたということもございまして、こういった協定の締結をしっかり進めていこうというものでございます。

また、タクシー産業の取組というものを国内外にアピールしていくというのが9ポツでございます。

具体的な中身につきましては、7ページ以降で御説明していきたいと思っております。

7ページは、タクシーの事前確定運賃でございます。

タクシー運賃につきましては、やはり幾らになるか分からない、持ち合わせのお金が足りなくなるのではないかと、遠回りされていないかと、渋滞になっていないかと、乗ってみたいと幾らになるのか分からないという指摘が前からございました。やはり、事前に運賃が分かったほうが安心して使えるということで、昨年4月に実証実験を踏まえてルールを策定いたしまして、昨年10月28日から既にサービスを開始しております。30地域が事前確定運賃の実施を予定しておりまして、既に開始しているのが11地域でございます。そういう意味では19地域はまだ準備中ということでございます。現在、予定を含む実施事業者として2万7000両が準備又は実施をしているところでございます。

どういったものかと言いますと、タクシーの運賃というのは時間距離併用制ということで、東京で言いますと、走行距離ベースで初乗り運賃プラス233メートルで80円上がっていく分と、さらに時間ベースで10キロ以下で85秒を過ぎるとまた80円加算される分という、時間と距離の両方の要素で運賃が決まってまいりますけれども、配車アプリで走行ルートを出しまして、電子地図から距離による運賃額を算定いたします。その上で、距離運賃額に加えまして、時間の分、実際には渋滞などもあって、時間によって加算される運賃もございます。それを、輸送データを事業者からデータを出してもらいまして、この1年の平均で言うと、例えば、月曜日の15時であれば、算出された係数を掛けると1年間の平均に当たる運賃総額が推定されるという計算方法を使いまして、事前に運賃を確定させる。それをアプリ上では、この事前確定運賃を選んでもいいですし、通常どおりメーター運賃を使ってもいいと選べる仕組みになっております。

こういった事前確定運賃につきまして、個別の事業者からお話を聞きますと、アプリ配車の割合の中で、日に日にこの事前確定運賃を使っている割合というのは増えつつあって、既に2、3割には達しているということで、好評価を得ているところでございます。

続きまして、8ページ、相乗りタクシーの実証実験でございます。

こちらにつきましては、配車アプリを活用して、目的地が近い旅客同士をマッチングして、相乗りすることで割安にタクシーを利用させていただくというサービスでございます。平成30年の1月から3月まで実証実験を行いました。

そのときのマッチング率という意味では、この表の箱の中の右側のところで、全体としては10%というマッチング率ではありましたが、この相乗りの方法につきましては、このすぐ下の部分の大和自動車の実証実験が実施したマッチングの方法というのは、主要な駅などでスタート地点を固定してマッチングをすると、比較的高いマッチング率、60%のマッチング率を得られました。

一方で、その下の日本交通が実施したマッチングでは、特にスタート地点などを限定せず、エリアを限定せずにマッチングをすると5%ということで、少しマッチング率が低かったということで、こういった実験結果なども踏まえて、マッチング技術を向上させるような方法を検討しつつ、今年度中にルールの整備を図りまして、使いやすい制度を準備し

ていきたいと考えております。

続きまして、9ページでございますけれども、左側が変動迎車料金でございます。

こちらについては、過去の輸送実績などから時間帯ごとの需要を見まして、それに応じて段階的に価格を変動させる。そういう意味ではダイナミックプライシングを迎車料金で実施したというものであり、平成30年の10月から11月に実証実験を終えたところでございます。こちらにも利用者の方から一定の評価を得ておまして、閑散時間帯の潜在的な配車の需要喚起という面と、混雑時間帯の使いたいときに確実に配車してもらいたいというニーズに対応するものと思っております。こちらにつきましても、今年度中にルール整備を図って、実際に導入しようと考えております。

また、右側は定額タクシーでございます。これは利用可能の区域や回数といった一定の条件を定めた上で、その条件の範囲内で一定期間乗り放題とする運賃でございます。

こういった利用回数に応じて割引をすることも通じまして、運転免許を返納した高齢者の通院といった、各地域のニーズに対応するものでございまして、今年度中に、こちらにもルール整備を図って導入したいと考えております。

続きまして、10ページでございます。

こちらは、オリパラもございまして、訪日外国人の方が使いやすいタクシーサービスを実現するための取組といたしまして、1つには、各訪日外国人の方の母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくりということで、日本の配車アプリの多言語化をしっかりと進めること、また、海外の方が日本に来て、すぐ日本のアプリをダウンロードするというのはなかなか難しいところもありますので、海外の配車アプリが日本でも使えるようにするということです。

11ページを見ていただきますと、海外配車アプリと国内タクシー事業者との連携というものが進んでございます。こういったそれぞれ自国で使っていたアプリをそのまま日本で使うと、こういったタクシー事業者が来るというサービスが進んでございます。

また、10ページに戻っていただきまして、右側ですけれども、やはり利用者の方にとっては、言葉が通じるか、決済ができるか、そこが不安でございますので、その不安解消のために外国語対応ドライバーを増やしていく。また、なかなか外国語対応ができない方には翻訳機です。最近性能も向上していますので、そういったものに補助金も入れて導入するというような取組をしております。

また、決済につきましても、先ほどもありましたキャッシュレス決済への対応を進めております。

11ページを飛ばしまして、12ページでございます。

こちらは地方部の地域の足の確保でございます。地方部では人口減少も急速に進んでおりますので、地域の交通維持というのは非常に重要な課題になっております。そのためには、タクシーとしても、まずは通常のタクシーはなかなか日々の足として高価ということもありますので、乗合タクシーの導入が全国で増えております。平成20年から見て約2

倍に増加しております。

この右側では、具体的な事例として、石川県加賀市の乗合タクシーの事例でございます。右下にありますけれども、ITなども活用して、業務の効率化も合わせて進めて、持続可能な仕組みを導入しているところでございます。

続きまして、13ページでございます。

これはグリーンスローモビリティと私どもは呼んでおります。これは地域の課題に取り組んだ例で、これは広島県の福山市鞆の浦地区の例ですけれども、自治体や地域の皆様との議論をすることによって、狭い路地になかなか大きな車が入れないので、狭い路地に入れるタクシーサービスが欲しいと。スピードはゆっくりでいいということで、こういったゴルフ場のカートのようなものを入れて、タクシーサービスを導入したものです。これが非常に好評を得ておまして、車両1台で導入して、今2台目の導入を検討しているという状況でございます。こういった地域の取組でございます。

続きまして、14ページでございます。

これは、現在、法改正を予定しておりますので、そこに向けた議論の紹介でございまして、未来投資会議で、昨年(平成31年)3月における議論を踏まえた成長戦略に基づく取組でございます。経緯から申し上げますと、この未来投資会議では2点議論がございまして、1点は自家用有償旅客運送の実施の円滑化、もう一点はタクシーの相乗り導入ということで、この2点目は、先ほど御説明しました相乗りタクシー運賃の意見でございます。

金丸議員に整理をいただきました論点につきまして、国土交通大臣から施策の方向性を報告いたしまして、総理から下にありますような御発言を頂いて、自家用車を用いて提供する有償での旅客運送。つまり、利用者の視点に立って、現在の制度を利用しやすくするための見直しが必要という御指摘を受けまして、タクシー事業者が委託を受ける、あるいは実施主体に参画する場合については手続を容易化する法制度の整備、また、これは観光客も対象とすること。それから、タクシー事業については、ITの活用を含めて、相乗りの導入により、事業者が低廉な料金で移動することを可能とする。この方向で検討するよう御発言がございました。

これを踏まえまして15ページでございます。

昨年6月の成長戦略実行計画における取組内容でございまして、今ご紹介したような話が閣議決定されております。

この閣議決定を踏まえまして、16ページでございますが「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」で昨年9月から5回にわたり御審議をいただきまして、本年1月29日に中間取りまとめを受けております。そちらが17ページでございます。

特に郊外、過疎地等における移動手段の活用で、後ほどまた詳しく御説明いたしますが、1つは下にあるような自家用有償旅客運送制度の実施の円滑化、もう一点は、この上の段のタクシーについても一層活用するというところでございまして、乗合タクシーの導入円滑化に向けた環境整備とか、過疎地域等において移動手段が十分でない場合の移動ニーズに

対応できるよう、制度の柔軟化を検討すべき。また、事前確定運賃や定額タクシーなど、潜在需要の活性化につながる取組を進めることという指摘を受けているところでございます。

こういったことを踏まえまして、最後の18ページでございますが、こちらは今国会に、2月7日の閣議決定を受けまして提出した法案、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案の、タクシー関係部分でございます。こちらの内容を御説明させていただきます。

左側が、自家用有償旅客運送制度の制度改正になっております。自家用有償旅客運送制度というのは、バス、タクシーがサービスを提供できないような、いわゆる過疎地域などにおきまして、市町村などがいわゆる白ナンバーの自家用車、それから住民ドライバーを活用して、何とか移動ニーズに応じていくという制度でございますけれども、こちらのほうが、その地域におきまして、何とかぎりぎりの状況で残っているような交通事業者の方と市町村などの間で、ややもすると地域の合意形成ができず、交通事業者がまだいるのだから、交通事業者がやるべきではないか。いや、十分にその移動ニーズに応えられていないのではないか、というような議論がこれまで各地でございましたけれども、今回導入する制度は、そういったバス、タクシーが十分なサービスを提供できない地域においては、市町村等が自家用有償旅客運送をやるときに、その交通事業者にも協力をいたごうということで、事業者か市町村か二者択一ではなくて、協力して地域の移動ニーズに応えていたごうという制度でございます。これによって、利用者にとっては運送のプロである交通事業者が関わる。また、市町村にとっては業務負担の軽減にもなりますし、事業者にとっては一定の委託費の確保もできるということで、着地点になることを目指したものでございます。

下は、これまで自家用有償旅客運送制度というのは、あくまで地域住民を対象にしておりました。一定の市町村が認めた場合には、地域住民に合わせて観光客を含む来訪者も輸送できるということにしておりましたけれども、ここを法律で明確化いたしまして、地域住民または観光客を含む来訪者をしっかり輸送できるということで、インバウンドを含む観光ニーズの取り込みを目指したものでございます。

最後に右側でございます。これは過疎地域などの移動ニーズに柔軟にタクシーが対応できるように、営業区域外運送を柔軟化しようということでございまして、タクシーは一定の営業区域内で営業を行っております。その地域のことを地理も含めて詳しく知っていただいて、その区域の中で運送をしておりますけれども、災害時とかこういった過疎地での夜間対応など、地域の移動ニーズを踏まえて、そういった移動ニーズがある場合には、営業区域外運用も柔軟にできるようにするというものでございます。これによって地域の移動というものを支えていこうという体制でございます。

以上、私からの御説明とさせていただきます。

○高橋座長 課長、どうもありがとうございました。

それでは、御意見・御質問を頂きたいと思います。

岩下委員、どうぞ。

○岩下委員 どうも御説明ありがとうございました。

今日の資料2の1ページ目からいろいろと御質問をさせていただきたいわけですが、この1ページ目のグラフで、やはり平成21年のタクシー特措法の影響というのは非常に大きかったのだと改めて感じるところでございます。輸送人員とかが全体として減る中で、ある程度減車が進み、その結果として日車営収というのでしょうか、運転手さんの実入りが増えたというのは、運転手さんサイドにとってみれば大変いいことでありますし、運転手さんの収入というのは、まさにそのまま歩合制で彼らの所得になるわけですから、それはそれでいいことなのですが、一方で、21年の特措法のときからずっと議論されていると思うのですが、やはりこれは相当部分で競争制限的な法律ですよ。

これの妥当性、とりわけ地域割がかなり恣意的というか、どの地域がその対象になるかということであるとか、あるいはその結果、実際にこのグラフを見れば明らかですが、結果として全体の需要が減る中で価格が上がっているわけです。だから日車営収が増えているわけではないですかと。それは果たして、ユーザー側から見るとどうなのかと。一般に経済学の世界では、最終的な消費者の利益というのが非常に大事だと考えられるわけですので、だからこそ競争制限的な規制というものについては極めて制限的であるべきであるという結論が出るわけですが、この場合は、もちろん、その一方で御説明いただいたようにタクシーの公益性のようなものはよく理解しているつもりでありますけれども、その一方で、全体として、果たして現在のルール、とりわけ21年にリーマンショックで大変だということで特措法をつくったときと比べて、随分と環境が改善しているように見受けられるわけですね。

そうすると、果たして、この後、今日の議論の中では改正をされるということですが、基本的な枠組みはあまり変わらないようにも見受けられます。にもかかわらず、現在の枠組みが続くというのは、これはやはりそれなりに規制の在り方等を議論するワーキング・グループとしては、これが必要なものであるということをしきりと説明していただけないと思うのですね。

そう考えると、一つ大事なことは利益がどうなっているかということなのです。例えば、日銀の短観などを、昔、私はやっていたとして、そうすると一番大事なのが情勢判断、DIなのですが、このDIは何で決めるかということ、基本的には収益で決めるのです。したがって、この関連するタクシー会社さん、個人の方もいらっしゃるでしょうけれども、その方々の収益が、果たしてこの間、どうなっているのだろうか。もし、仮に競争制限的な規制によって単価が上がり、消費者の負担が増えた一方で、企業の収益が上がっていくということになると、それはやはり、当然、それを指示することはなかなか難しいという議論に多分なるでしょうし、そこの部分について、きちんとフォローアップをされるということが

非常に大事なのではないかと思います。

その意味で、もともとタクシーというのが、ある意味、山猫タクシーとか、かなり厳しい運転する人が多い中で、その安全性を担保するとか、日本のタクシーは非常に安全になったという意味ではいいことなのですが、その分非常に規制が大きいかぶっている世界で、そうなるとう規制の責任は非常に重いのだと思います。規制を続けるかどうかということを決める責任も重い。

同じことが、例えば3ページもありまして、確かに労働時間は長いですし、時間外も長いということはよく分かるのですが、これは実際に走っている時間をどこまでここに入れているのかという問題も多分あります。

私の運転手さんというのは、一般的にこれを比較的待機に充てている時間が長いと思います。待機をされることも、もちろん仕事ですから大変お疲れだと思のですが、そうはいっても、その緊張度合いとか、その実際の働きという意味でいくと、まさに実車でどれぐらい動くかという話と絡むので、そことの関連で見て、賃金とかあるいは労働時間とかが妥当かということとか、いろいろな考え方があるのだらうと思います。

そういう意味で、私自身は、個々のタクシーの業界の統計を詳細にということよりも、むしろそういうことを踏まえて、全体として、今の特措法の仕組み、枠組みというものを果たして維持していくべきであるかと。それ自体がきちんと当初の目的を果たしたのかと。果たしたとすると、続けていく必要があるのかと。そういう観点から、もし御意見とか御見解をお聞きできればと思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○高橋座長 全部とはいかないですけども、幾つかまとめた上で御回答を頂ければと思うのです。

夏野委員、どうぞ。

○夏野委員 今、海外ではライドシェアみたいな形になっているわけなのですが、一応、日本でもアプリで配車が予約できるということを担保できている状態にあることは非常にいいことだと思っているのですけれども、私もよく利用するのですが、マッチングが成立しないケースが物すごく多くて、特に朝方の時間とか、時間帯によっても違うのですが。

これは、もちろん国土交通省さんはタクシー業界の庇護者ではあると思うのですけれども、一方で、利用者のこともやはり大事にしていってほしいと思うので、この配車アプリのマッチング成立率みたいなものをきちんと事業者に表示してもらおうというようなことができないかという質問です。要は、急いでいるときに、本当に呼べるのかどうかというのが利用者側は分からないので、それは当てにしているとすごく問題になるからです。

○高橋座長 今の御質問はよろしいですね。

谷口委員、お願いします。

○谷口委員 御説明、どうもありがとうございました。

タクシーの利便性向上にいろいろなきめ細やかな施策をされているというのがとてもよく分かりました。

この特別措置法については、私は結構興味があつて見ていたのですけれども、簡単に言うと平成14年が規制緩和で、タクシーが増え過ぎたので、経営者目線で言うと1台1台の台数を増やしたほうがよくて、そのほうがもうかるので、でもそうすると、タクシー1台1台の利益が下がってしまつて、ドライバーの個々の利益が減つてしまつた。それで、悪質なドライバーとかサービスが低下してしまつて、例えば沖縄や仙台で大問題になつたと、これは典型的な社会的ジレンマの状況で、モラルなき競争は社会悪につながるというすごくいい例だつたと思います。だから特別措置法が入つたということですよ。そういう意味で、タクシーは公共交通ですし、公益性は高いので、こういう規制は、私は必要ではないかとは思つています。

あと、1つ質問なのですけれども、最後のページで「交通事業者が協力する自家用有償旅客運送」と書いてあるのですが、この自家用有償旅客運送は交通事業者さんがほとんどいないようなところで、どうしようもなく仕方なく住民ドライバーが手伝うようなイメージが私にもあつたのですけれども、こういうことが本当にやれている地域がどのぐらいあるのかというのを、もし御存じでしたら教えていただきたいです。

それと、その下の「観光ニーズの対応のため」という点について、今まで、自家用有償運送の対象は主に地域住民だけでしたし、登録している人だけだつたと思うのですけれども、観光客も含む来訪者となると、例えばビジネスの人とかも使えるのでしょうか、ビジネスの来訪者と観光客とは多分区別がつかないと思うのですが、その辺をどのようにお考えなのか教えてください。

○高橋座長 井上委員、お願いします。

○井上専門委員 特に都内などではタクシーの使い勝手がどんどんよくなつてきていて、国交省さんの努力には非常に敬意を表するのですけれども、一方で地方とか郊外とかになると、タクシーは相変わらず古いといひますか、初乗りも全然変わらないですし、そこら辺が変わると郊外に住んでいる年寄りとかはすごくうれしいのだからと思うのですけれども、地方とか郊外のあまり競争のない地域でのタクシーの質の向上みたいなことに対して、どういうことをされていくおつもりがあるのかなというのを聞かせていただければなという話です。

それと、乗り合いとか相乗りタクシーができるようになっていふのですけれども、乗り合いタクシーをやるときは、バスの免許を取らなければいけませんよ。一般乗り合いの。あそこら辺は、乗り合いタクシーやるときは、何かもう少し緩和できないのですかという話です。

それと、グリスロのお話ありがとうございましたけれども、今、例えば、軽自動車とかタクシーにはできないと思うのですけれども、ああいう車両のもう少し柔軟な緩和みたいなのができないのかなというのがあります。

最後に自家用有償なのですけれども、交通事業者協力型が出てきて非常に取り組みやすくなつたと思う反面、やはりタクシー事業者さんにしてみると、例えばボランティアの

運転手の運行管理をして、事故があったとき、結局、タクシー会社の責任になるでしょうと、そんなのは怖くてできないよというような声もあります。そういうようなことについて、本当にこれが機能するのかというところの御意見を聞かせていただければという話です。

それと、今、地交会議とか、今度新しくできる法律とかで、自家用有償は制度としてはできるようになっているのですけれども、実態としてはやはり交通事業者の反対とかとがあっといういろいろ制約かけられてしまって、結局、利用者にとって使い勝手のよいものにならないという問題があっ、ここら辺はなかなか難しいなと思っています。なので、先ほどの特措法の台数の話もあるのですけれども、過疎地とか公共交通空白地とか言わずに、結構、都心部とかでも、タクシーの台数が少なくなるような時間に限っては、例えば、自家用有償というかライドシェア的なものを認めて、タクシーの台数で縛るのではなくて、需給が逼迫したときには自家用車がひゅっと出てくるような形にしたほうが、タクシー事業者もうれしいのではないかなと思う。それをタクシー会社が運営する。アプリ自体をタクシー会社が運営するような形での、Uberみたいなやり方みたいなのがあるのではないかなと思っているのですけれども、そこら辺もいかがお考えでしょうかというところです。

以上です。

○高橋座長 では、村上委員に御質問いただいて、ちょっとくりましょう。

○村上専門委員 どうも御説明ありがとうございます。

簡潔に2点だけ質問したいと思います。

1点目が、自家用有償旅客運送制度の改正を含め、様々なサービスに取り組んでいらっしゃるということで、すごくいいことだと思いますが、それぞれの、例えば、地域別とか事業者別の導入状況とか利用状況とか、あと、事業者、利用者双方の課題などを今後どうやって見える化をしてPDCAを回していくかというお考えがあれば教えていただきたいのが1点目です。

2点目が、タクシー業界のIT化というのがやはり必要だと思うのですが、特に中小事業者などは投資余力とかノウハウがないですし、自家用の場合もやはりIT化は必要だと思いますので、国土交通省さんとしてIT化の支援策を何かお考えであれば教えていただければと思います。

以上2点です。

○高橋座長 結構多くなってしまいましたけれども、お願いできますでしょうか。

○国土交通省（早船課長） 御質問・御意見を頂きましてありがとうございます。順に答えさせていただきたいと思います。

まず、岩下先生から御指摘がございました特措法の関係でございます。特措法の経緯は谷口先生に経緯を御説明いただき、まさにそのとおりでございます。

岩下先生御指摘のとおり、競争制限的な仕組みでございます。谷口先生に御指摘いただいたようにドライバーの質の低下を防止し、安全を守るための仕組みでございますので、

必要ということで導入したものではありませんけれども、そういった競争制限的な法律でするので、岩下先生の御指摘があったように、きちんと必要性の証明をしていくことは非常に重要なところだと、私どもとしても考えております。

そういう意味で、この制度というのは、地域ごとに、現在、改正された後は、特定地域・準特定地域といった地域指定をして、それぞれ供給過剰対策などを行っているところがございますけれども、それぞれ指定基準を設けておりまして、国会でもそこはしっかり厳格に運用するよというのを附帯決議などでも頂いておりますので、指定地域については、毎年地域の実績を踏まえまして、その指定基準に該当しているかどうかチェックをしております。

その結果、もちろん、指定をして取組を進めた結果、特定地域の指定された地域の数、また、準特定地域の指定の数というものも、法整備当初と比べて、取組の進捗もございまして、減ってはきております。ただ、まだまだ指定されている地域も多いわけございまして、もちろん競争制限的な仕組みというのはいつまでもやるべきものではないと思っておりますので、できるだけ早く取組の成果を上げて、早く指定を解除して、本来の状況といたしますか、本来は道路運送法が一般法でございますので、その仕組みに戻すようにやっていくということが重要だと考えております。

また、指定基準の中でも、例えば、特定地域の指定基準の中では、赤字事業者の車両数シェアが2分の1以上であるということとか、そういった競争制限的な仕組みを設けており、もし何か大きな利益を出していながら特別な地域として指定され続けるといったことがあるというのはおかしな話でございますので、そういった基準も含めてチェックをしているところでございますし、また、こういった制度の在り方というのは、不断にフォローアップしていく必要があると思っております。しっかり対応していきたいと思っております。

○高橋座長 ちょっとお待ちください。

今のに関連して、利益率とかは公表はされていないのですか。

○国土交通省（早船課長） 行政としては、各利用者との関係では、やはり運賃が適正なところにあるかどうか、すなわち、運賃がそれによって高過ぎて、利用者保護に欠けているような高い運賃を設定していないか、そういう視点から各収支を見ておりまして、そういう意味で運賃改定をするときに、それぞれの運賃ブロックを設定した、運賃ブロックごとにその収支を取っておりまして、その収支を公表するという形で、利益率というか、収支状況を公表しているということを行っております。

○高橋座長 収支は公表されているということですか。

○国土交通省（早船課長） はい。その運賃改定に合わせて公表しております。

○高橋座長 ありがとうございます。

では、2番目のをどうぞ。

○国土交通省（早船課長） 夏野先生の御指摘についてですが、私たちとしては、まずは

利用者の視点が非常に重要であり、利用者保護をしっかりとしていくとごさいます。そういった中で、マッチングの成立しない時間帯が非常に多くなっているという御指摘でございました。

これは私ども、最近いろいろな場所でそういった声を結構聞きますし、私自身も、特に朝が多いですが、朝夕にアプリでお願いしようとしてもうまく捕まらない。それは体感としてもあると思います。実は、この点につきましては、タクシー事業者側もこういった声が多くなっているとの認識があります。それから、この先、夏にオリパラもあります。ここではまた通常のこの需要に加えて、外国人の方が来て、そういった中で柔軟にしっかり需要に対応していけるかという問題意識を持っておりまして、今まさに検討をしています。

需要は、御指摘のとおり、時間帯や場合によってはいろいろなイベントなどに応じて変動するものですから、そういったことをよく踏まえて、供給側の事業者も検討して、オリパラに向けて対策を取っていかうと考えていますので、私どもとしても検討を踏まえて対応していきたいと思っております。

その上で、マッチング成立率というお話がございました。マッチングをしているのは、いわゆるアプリ事業者が持っているデータでございますので、私どもが道路運送法で所管しているタクシー事業者自体ではないのですけれども、ただ、そういったアプリ事業者が持っているデータというのは、利用者利便の向上において非常に重要なものであると思っております。まさにタクシーサービスの向上に向けて大いに活用できる情報だと思っております。一方で非常に貴重な企業データでもございますので、今でも一部の事業者は非開示という前提で内々に御協力をいただいている場合もございます。今後、協力していただける範囲内でデータを活用させていただいて、まさに、先ほど御紹介したような様々なサービス、相乗りサービス、そういったものは、そういうマッチング率などのデータがあつて初めて政策を進められるものでございますので、そういったことを踏まえて対応していきたいと思っております。

続きまして、谷口先生の御質問で、事業者協力型自家用有償旅客運送がどういったところでできるかということで、実はこの事業者協力型自家用有償旅客運送につきましては、既に実施している地域がございます。

兵庫県の養父市で、タクシー事業者とNPO法人が協力いたしまして、かつ、エリア的な役割分担をいたしまして、駅の近くについては引き続きタクシー事業者がやって、山間部の駅から離れたエリアについてはNPO法人の自家用有償型ということで、自家用有償の運行管理とか車両整備、配車、そういったところをタクシー事業者が協力して実際にやっているという例がございます。

そういったものも実は参考にさせていただいて、今回の制度設計をしております。ほかにも、三重県の紀北町でも、間もなくこういった事業者協力型の自家用有償を導入しようというお話もございます。

そういったところで、先ほどの繰り返しもなりますけれども、やはり事業者がなかなか

事業性が厳しくてやりにくいところ、ただ、自治体が運送の素人ですので、やるのもちょっと厳しいというところで、うまく補い合って地域の移動を支えていただけないかと思っていますところがございます。

もう一点、観光客の方がいるところで、ビジネスの方とかはどうするのかということについて、ビジネスの方が多く来られるところでは、自家用有償はあまりないとは思いますが、そういった方も含めて、観光客のみならず来訪者全般、対象にすることとするという考え方でございます。

ただ、そのときには、地域の協議会で、引き続き地域住民だけでやるのか、この地域には観光資源もあるので、自家用有償旅客運送に観光客、もちろんビジネスも含めて、対象にしようということは地域で協議していただいて対象にする。もちろん、観光客の方も対象にするとなると登録制というわけにはいきませんので、ここはもう登録制ではやらない、そういう地域での協議に基づく判断をしていただく。そういう方法になります。

○谷口委員 そうすると、自家用有償運送には、自治体のお金、税金が入っていますよね。そのお金を観光客とかビジネスの人も、その自治体の税金を使った交通サービスを使えるということになるのですか。

○国土交通省（早船課長） 自家用有償旅客運送は、かなりの地域で、実際に自治体の支援が入っております。また、ほかの地域でも、地方部ではかなりの部分で、通常のコミュニティーバスとか、バスにも自治体の補助金が入っております。そういう意味では、既に自治体の支援を受けて、様々な方の移動を支えるという形になっています。

続きまして、井上先生の御指摘でございます。

まず、乗合タクシーの緩和という点でございますけれども、実は今回の資料の17ページでございます。上のほうの点線の箱の2行目に、乗合タクシーの導入円滑化に向けた環境整備をすると。ここでこれは何を示しているかと申しますと、先ほども乗合タクシーが、今2倍ぐらいにこの10数年で増えているということですのでけれども、やはり御指摘ありましたように、タクシー事業者がやろうとすると、これまでタクシーの許可を取って、そこに乗合の許可も取らなければいけないということで、そういう意味では許可の取得が2倍になるということで、そこは手間がかかるということです。実際、タクシー事業者が新たに乗合事業をそういった地域で始めるに当たっては、何か営業所を新しくつくるわけでもなく、同じ環境で、ただ乗合を行うということですので、実はもともと取っていたタクシーの許可と、今度の乗合の許可で、相当共通する部分があります。もちろん、乗り合うことによって新たに生じる要素というのは出てくるのですけれども、ただ、共通部分はもう既にタクシーの許可のほうで見えていますので、そこを省略しようといったことが、今回の乗合タクシーの導入円滑化に向けた環境整備でございまして、そういうことなどによってハードルをできるだけ下げようというものでございます。

それから、車両の規制の柔軟化のお話でございました。実はこのグリスロの事例というのは、車両の規制の柔軟化でございまして、もともとは、こういった横に扉がない、空い

ているようなものというのは、安全の面で危ないということで、従来はできなかったものでございますけれども、そこで時速20キロ以下の低速運行にして、また、安全確保のための枠組みを地域も含めてやるといった一定の条件をつければ、この安全性についても担保できるだろうということで、そこはまさに車両規制を見直して導入したということでございます。ほかにも、地域毎の事情とか、そういったものを含めてニーズがあれば、また積極的に考えていきたいと思っております。

それから、自家用有償旅客運送制度の関係で、今後、事業者との協力型をすることによりまして、そういった住民ドライバーの方が運転するものの責任を取れるか。実はこの点は、事業者サイドからも指摘を受けています。交通政策審議会の中でも議論をされたところでございます。事業者が協力をすると言っても、ふだんタクシー事業者のドライバーの方はきちんと雇用をして、その中でしっかり研修などもして、もちろん2種免許を取ってもらって、そういった中で運転をしてもらっていますので、事業者として何か起こったときの責任をしっかりと取る仕組みであります。一方で、住民ドライバーについては、事業者からすればどういった方がよく知らないのです、そのような人の分まで責任を取れない。その責任分担をはっきりしなければいけないという御指摘で、この点については、しっかりガイドラインをつくって、責任分担を明確化しようということにしております。

具体的には、事業者が実施主体である自治体などからの委託を受けて車両の整備とか運行管理を行いますので、そういった委託契約の範囲内で求められる、責任の範囲をしっかりと明確にしようということにしております。

それから、制度ができて、事業者の方の反対があって導入ができないという御指摘ですが、実際にそういった声も伺っております。それが自家用有償旅客運送制度の課題の一つだと思っております。逆に言うと、今回、この協力型の自家用有償旅客運送制度というものをいれて、何とかその地域の合意形成というものが円滑化できないかという観点で考えております。

それから、都心部で需要が逼迫したときにライドシェアみたいなものが導入できないかとの指摘ですが、先ほども夏野先生の御指摘のところでお答えしましたけれども、そういった需要の逼迫ということに、タクシー業界自身が柔軟に対応できるようにいままさに検討しておりますので、そういった供給サイドの取組をしっかりとやっていきたいということでございます。

また、まさに先ほどお話ししましたように、タクシー事業者からすると、そういったボランティアみたいなこととか、2種免許を持っていないといった方を使って運転することがあったとして、それこそ事故があったときに責任が取れるのか、そういった問題はやはりあるものと思いますので、供給サイドのほうで、しっかり需要の逼迫というものがないように検討していくことを始めるべきと思っております。

そして、村上先生の御指摘でございますが、自家用有償について地域において、どうPDCAを回していくのかという点でございますけれども、今回、資料では省略をさせていただ

ておりますが、今回ご紹介した改正法案の仕組みの中で、地域ごとに地域公共交通計画というものをつくっていただく。これも自治体に対する努力義務という形で、原則全てつくっていただくということにしております。そういった計画の中でこういった自家用有償旅客運送も含めて、その移動手段が、その地域にとって本当に最適なのか、持続可能なのか、地域の移動ニーズに応えられているのか、そういったところをしっかりと見て、協議会で関係者と議論するという仕組みを設けておりますが、その中でPDCAを回していきたいと考えております。

また、IT化の話ですけれども、これもこういった地方部の業務こそ効率化を進めていかないと、なかなか持続可能なものにならないということで、御指摘のとおり、まだまだ現状を見てみますと、IT化が十分進んでおらずキャッシュレスサービスとか配車サービスといったものの効率化ができていないというところがございます。ただ、実は現在そういった配車アプリを導入したり、キャッシュレスサービスを入れたりということが進みつつあるところでもございますので、そういったところのベストプラクティスもしっかり共有することによって、各地域でも取組が広がるように国土交通省としても後押しをしていきたいと思っております。

○高橋座長 ありがとうございます。

井上委員の質問の最後の点で、都心部のいわゆる需給調整のところかどうか、供給側の対応というところで、業者側も柔軟に対応しようとしているというお話を頂きましたけれども、具体的にどんなことを考えているのか、ちょっと教えていただければと思うのですが。

○国土交通省（早船課長） これも今、まだ検討中で、タクシー事業者が検討して決定した上で公表していくということになるろうとは思いますが。御指摘あったように時間帯の需給の問題があるという御指摘ですので、供給側のほうも、時間帯に合わせた供給というものを考えなければいけないという認識を持って、取り組もうとされており、できるだけそういう需要と供給のずれが大きくなるような取組を考えていたり、また、今回、御紹介させていただいた相乗りタクシーなど供給力の増加につながるものがございますが、そういったものもしっかり活用したいということを検討されているということです。

○高橋座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、どうぞ。

○落合専門委員 長い時間、ありがとうございます。

タクシーの利便性向上とか経営の安定も含めて、いろいろ御検討いただいております、ありがとうございます。2点ほどお伺いできればと思っております。

1点目が、頂いている資料の7ページのほうで、事前確定運賃のお話を書いていただいております。これは比較的先駆けて実際に導入をされた側面があると思っておりますけれども、これの利用率とか導入実績、こういうのがどのようになっているのかということをお話していただけないでしょうかというのが第1点です。

第2点としては、MaaS対応の中でタクシーの取組というのも施策の中で御紹介いただいていたと思います。タクシーの中でどのようにやっていくかというのをいろいろ御検討いただいていると思いますが、地域の交通を支えるに当たって必ずしもタクシーだけではなくて、ほかのモビリティの手段とも総合して、しっかり交通を確保していくということが重要だと思っております。特にタクシーの中でどうなのかということで、区域外とかも含めて御検討いただいていると思いますが、ぜひ施策を検討いただく際に、ほかのモビリティ手段との連携をする中で、どこの部分はタクシーが担うべきなのか、ほかのモビリティサービスがどのように担っていくことができるのか、こういう視点も、ぜひ加えて検討していただきたいと思っています。

それに当たって1点質問があります。今日も様々な数字を伺っている部分がある中で、どういう形でタクシーの事業者から御報告を受けているのかということがあります。つまり、報告の方法が電子化されていて、後で分析がしやすいような形のフォーマットなどで取られているのかどうかという辺りがあると思っています。MaaSとの関係では、やはり交通事業者にそういった形で電子的に報告をしてもらうということも重要ではないかということ、モビリティサービス推進課のほうも御検討いただいていると思いますので、ぜひタクシーの分野でも、こういう電子的なやり取りをタクシー事業者とやっていただいて、しっかりデータを集めていくということも御検討いただければと思います。そういう、若干意見に近い部分もありますけれども、御意見を伺えればと思います。

○高橋座長 ほかにはよろしいですか。

では、お願いします。

○国土交通省（早船課長） ありがとうございます。

まず、事前確定運賃につきまして、利用率の実績ということでございます。導入実績につきましては、先ほど申し上げましたように、既に始まっているところは11地域で、準備中も含めると30地域でございます。この7ページにありますような、輸送実績を頂いて、それを基にこういった係数をつくって、それを基にまたアプリ会社のほうが準備をするということで、まだ準備中のところもあるということでございます。

既に始まっているところでは、10月末から始まって、11、12、1、2とやってまいりましたけれども、既にヒアリングしたところでは、いわゆるアプリ配車のうちの2～3割程度に達しているところがあるということであり、増加傾向にあるということで、そういう意味では利用者から評価されているのかと思っております。

また、MaaSの取組に関してですけれども、地域の交通の中で、タクシーが果たせる役割は非常に大きいと思っております。ドア・ツー・ドアで輸送できるサービスというのはやはりタクシーしかないわけですし、そういったきめ細かいサービスという意味では、タクシーが様々な交通手段の中で果たせる役割は大きい。

一方で、ほかの交通モードに比べるとタクシーは高価になる部分もありますので、ほかの交通モードとうまく連携をして地域の移動ニーズに応えていくなど、今後ますます重要

になってくると思っております。

先ほども少し御紹介いたしました地域公共交通計画などの中で、タクシーの世界だけで閉じずに、そういったものの中で位置づけていただいて、MaaSも含めて多様なニーズに応じていくということがますます重要になっていくと思います。

そういった中で、先生に御指摘いただいたような事業者からの報告の電子化の問題、これはなかなか難しい課題の一つで、どうしてもタクシーは中小、零細事業者が多いので、また、個人タクシーの方もいらっしゃる中で、一つ一つ電子化をして報告を求めるということがなかなか難しい。大手のところは、電子化ができているから、データを活用して事前確定運賃を含めた新たなサービスができるという面は確かにあります。

もう一つ、日報を手書きで書いていらっしゃるようなところが、急に電子化ができるかということでは難しい側面もございますけれども、こういったデータをしっかり集めて行政に反映していくのは非常に重要な視点でございますので、それはできるだけ簡易に、負担が大きくなくそれができるような方法を考えて進めていきたいと思っております。

○落合専門委員 ありがとうございます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

どうぞ。

○鵜瀨専門委員 ありがとうございます。お話を聞いていますと、なるべく競争制限的な規制はないほうが良いという発想で、私たちも見ていったほうが良いと思いますが、なかなか今までの経緯からいくと、規制を緩和していくやり方もいろいろ考えないといけないなと思って、しかもその規制を緩和していくときに、どのぐらい国土交通省さんが、そこに介入していくかどうかということが非常に難しいなと思いながらお話を聞いておりました。なるべく成長戦略として意味のあるような規制体系に持っていくにはどうしたらいいかということを考えなくてはいけないなと思っていますところです。

今まで質問の出なかったところで2点ほどお聞きしたいのですが、1つは資料の9ページに変動迎車料金というのがありました。これは迎車料金を需給に対応させるという意味だと思うのですが、そういうことを言えば、別に迎車料金だけではないわけですよね。先ほど需給逼迫時のお話のときに、需要に合わせて供給をするということを工夫されるというようなことをおっしゃっていましたが、それは価格メカニズムを使うのが一番簡便なのであって、変動させるべきは供給量のコントロールというよりは、価格のほうが全体的には効率的なのではないかと。

そうすると、制度設計がどのように可能かというのはよく分かりませんが、迎車料金で変動化が可能なのであれば、ほかにも要素というか曜日だとか、需給がこういう要素で変動するということに合わせた柔軟な価格体系というようなことも取り入れる余地があるのではないかと。これは制度設計によっては、より介入的になってしまうので難しいと思うのですが、柔軟な運賃体系というのも少し検討する余地があるのではないかと。

と思われました。

それから、もう一つ、資料の最後のところに営業区域外運送というのがありました。これは自家用有償と関係があるのかないかよく分からないのですけれども、地域の限定というのはタクシーの規制のずっと行われてきたやり方なので、それには理由があるとは思いますが、ただ、ここで挙げられている例は極めて合理的な説明だと思って、こっちから行ったほうが近いからということですよ。そういうことであれば、ほかにもこのような地域はあるかもしれない、営業区域外の運送というのが必要であれば、可能になるようなことに取り組まれる御予定があるかどうかをお聞かせいただければと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

今の御質問に私も加えさせていただきたいのですが、最初の点で、例えば、過去のデータに基づいて曜日だとかそういうもので運賃を設定するという、運賃の柔軟化もあると思いますし、あるいは先ほど出ていたアプリのマッチング率とかを使って、リアルタイムで需給を把握して運賃を変えるという手もありますよね。だからいろいろなやり方があると思うのですが、そういうことについて必要ではないかと私も思うのです。だから、その辺をどうお考えになるかということと一緒に回答を頂ければと思います。

○国土交通省（早船課長） ありがとうございます。

ダイナミックプライシングに関する御質問だと思っております。このダイナミックプライシング自体については、資料の5ページに、全国ハイヤー・タクシー連合会「今後新たに取り組む事項」の4ポツ目でございますけれども、これは業界自体も、こういった需要に応じた柔軟なタクシー料金の設定ということを前向きに今後検討していく課題として位置づけているものでございます。

もちろん、こういった需要に合わせた柔軟な料金設定をすることによって、収益向上にもつながり得るものだと思いますし、また閑散時間帯には低廉な運賃にすることによって新たな需要喚起といったことも期待できると思いますので、検討していくべき運賃サービスだとは思っておりますけれども、一方で、今、課題に思っていますのは、どうしても東京など大都市では流しのタクシーが多いということでございまして、こういったダイナミックプライシングは、座長が御指摘のように、やはりリアルタイムでどんどん変えていくことが念頭にありますけれども、流しのタクシーは捕まえてみないと運賃が分からないということがあり、利用者利便の観点で課題があると思っております。そういった意味で、まずはアプリを使って配車する変動迎車料金から、まずダイナミックプライシングの考え方を入れてやってみようという考え方があります。

もちろん、今後、アプリ比率が高まってきたらどうかとか、いろいろ状況変化は考えられるとは思いますが、まずはこの変動迎車料金を導入して、こういった料金の変化、これがどういう結果になるか、反響も含めてそれを見てみたいというように考えております。それが1点目でございます。

2点目の営業区域外運送は、ニーズはいろいろございまして、一番多いのが災害時でござ

ざいます。これは昨年の台風災害のときに、どうしても災害があるとその地域のタクシーというのは、被災地ですので、当然動けなくなってしまうし、移動需要が高まることもあります。そうした中で、被災者を運んでほしいとか、いろいろな需要もある中で、営業区域制度を通常どおり厳格に運用しては必要なニーズに応えられないということで、実はこれまでもそういったときには区域外運送を特例的に行っていました。そういったものをしっかり制度上位置づけようということと、また、特に過疎地などで、昼間はしっかり事業者がいるのですけれども、どうしても、今、事業者の人も少なくなっているという中で、夜間に十分に対応できないなどといった声がある。タクシー事業者はいるのだけれども、時間帯によってはできない。そういったときには隣接市町村から来てもらうとか、そういうことを柔軟にさせてもらいたい。

それも、やはり移動ニーズに的確に応えていくという観点で、そういった声は多く頂いているところですので、こういった制度の柔軟化を活用して移動ニーズを支えていただきたいと思っています。

○高橋座長 ありがとうございます。

御質問はよろしゅうございますか。

もう予定の時間を丸々1時間オーバーしてしまいましたけれども、私なりの総括をさせていただきます。

御説明、大変ありがとうございました。まずは御説明いただいた、タクシーの利便性を向上させる取組、これを引き続き国土交通省として着実に実施していただくことをお願いしたいと思います。

それから、タクシー事業の概況について、御説明があったように、タクシーの利便性を高める新たな取組等の導入も見据えつつ、事業者の経営が持続的なものとなるよう、引き続きデータの把握、公表に努めていただきたいと思います。

また、自家用有償旅客運送について、地域の交通事業者が協力することが可能となる制度改正に合わせて、タクシーの営業区域外運送の柔軟化等を着実に実施することで、国土交通省としても担い手確保に御努力をいただきたいと思います。

さらに、タクシーの利便性の向上に資する、例えば、変動料金制を含めた新たな運賃サービスについて、配車アプリの健全な普及等も含めて主体的に検討をお願いしたいと思います。

以上に関して、本年夏頃の答申取りまとめに向けて、引き続き議論を深めてまいりたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

それでは、もう御退出いただいて結構でございます。大変遅くなってすみませんでした。ありがとうございました。

(国土交通省 退室)

○高橋座長 最後に、事務局より御連絡事項があればお願いします。

○小室参事官 次回ワーキングの日程につきましては、事務局により追って御連絡申し上げます。

げます。

○高橋座長 それでは、これにて会議を終了します。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。